

# 奥多摩町 地域保健福祉 計画

令和8年度(2026年度)  
～令和12年度(2030年度)

一人ひとりがささえあい  
みんなでつくるまち 奥多摩



令和8年3月  
奥多摩町



## 奥多摩町地域保健福祉計画の策定にあたって

奥多摩町では、平成15年に「奥多摩町地域保健福祉計画」を策定後、4回の改定を経て、令和3年に「第5期奥多摩町地域保健福祉計画」を策定し、地域保健福祉の推進に取り組んできました。しかし、この間にも、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症等の影響により、町民の生活形態や地域社会を取り巻く環境は大きく様変わりし、様々な福祉課題が顕在化してきており、地域の多様な主体の誰しものが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められております。



本計画は、「第6期奥多摩町長期総合計画」を上位計画とし、健康・福祉分野に係る施策の方針を具体化していくため、令和8年度からの5年間を計画期間として策定いたしました。前計画より策定基本理念「一人ひとりがさきえあい みんなでつくるまち 奥多摩」を継承し、施策を目標ごとに設定し、各種事業の現状と課題を再度整理し、体系化いたしました。

本町は全国的にも高い水準で少子高齢化が進み、高齢・単身者世帯の増加が見込まれております。複合化・複雑化する地域課題に対応し、高齢者や子ども、障害のある方、低所得者など支援が必要なすべての人がいつまでも安心して暮らせる地域づくりのためには、地域のつながりを育み支えあう居場所づくり、総合的・包括的支援の仕組みづくりが必要です。本計画においても、この取り組みを重点的な取り組みとして位置づけ、誰一人取り残すことなく、誰もがお互いにふれあい、支えあいながら、共に生きる地域づくりの実現に向け全力で邁進をしてまいります。

本計画の策定に当たっては、住民皆様にご協力をいただき実施した「奥多摩町の地域保健福祉等に関する調査」の結果と、様々なご意見を踏まえ、関係団体の代表者と住民代表の皆様により組織した、12名の委員からなる「奥多摩町地域福祉計画検討協議会」で協議・検討を重ねていただきました。

おわりに、この計画策定に当たりご尽力いただきました検討協議会の委員の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの住民皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

奥多摩町長 師岡伸公

# 目次

## 序論

<b>第1章 計画策定における考え方</b> .....	<b>2</b>
第1節 計画策定の趣旨 .....	2
第2節 長期総合計画（基本構想・基本計画）との関係.....	2
第3節 計画の期間 .....	2
第4節 計画の位置付け .....	3
<b>第2章 計画の背景</b> .....	<b>4</b>
第1節 地域福祉とは .....	4
第2節 保健福祉における国・都及び社会背景の動向.....	4
第3節 地域共生社会の実現に向けて.....	5
<b>第3章 計画策定の体制</b> .....	<b>7</b>
第1節 地域保健福祉計画検討協議会による審議.....	7
第2節 「奥多摩町の地域保健福祉等に関する調査」の実施.....	7
第3節 パブリックコメントの実施.....	7

## 総論

<b>第1章 奥多摩町の福祉を取り巻く状況</b> .....	<b>10</b>
第1節 奥多摩町の概況 .....	10
第2節 地域福祉の概況 .....	14
第3節 現行計画の総括 .....	21
第4節 次期計画に向けてのポイント.....	22
<b>第2章 計画の基本姿勢</b> .....	<b>23</b>
第1節 計画の基本理念 .....	23
第2節 計画の基本目標 .....	23
第3節 計画期間中における重点的取組.....	24
第4節 施策の体系 .....	26

## 各論

<b>第1章 安心した暮らしをめざして</b> .....	<b>28</b>
基本施策1-1 情報提供・包括的な相談支援体制の充実.....	28
基本施策1-2 地域で見守る体制づくり.....	35
<b>第2章 多様な主体との協働によるささえあいの地域をめざして</b> .....	<b>45</b>
基本施策2-1 人づくり・連携づくりの強化.....	45
基本施策2-2 交流・ふれあい・社会参加の拡大.....	51
<b>第3章 心身ともに豊かな生活をめざして</b> .....	<b>55</b>
基本施策3-1 こころとからだの健康づくり.....	55
基本施策3-2 福祉サービスの充実.....	59
<b>第4章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>65</b>
第1節 計画の推進体制 .....	65
第2節 計画の進捗管理 .....	66

## 資料編

1 策定の経緯 .....	68
2 奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会.....	71

# 序 論

# 第1章 計画策定における考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

本町においては、令和3年3月に策定した「奥多摩町地域保健福祉計画（第5期）」に沿って、地域保健福祉施策を展開してきました。

地域福祉計画とは、地域共生社会の実現を目指し、地域住民の福祉の増進を図るための計画として、住民・団体・行政が協働し地域福祉を進める指針となるものです。

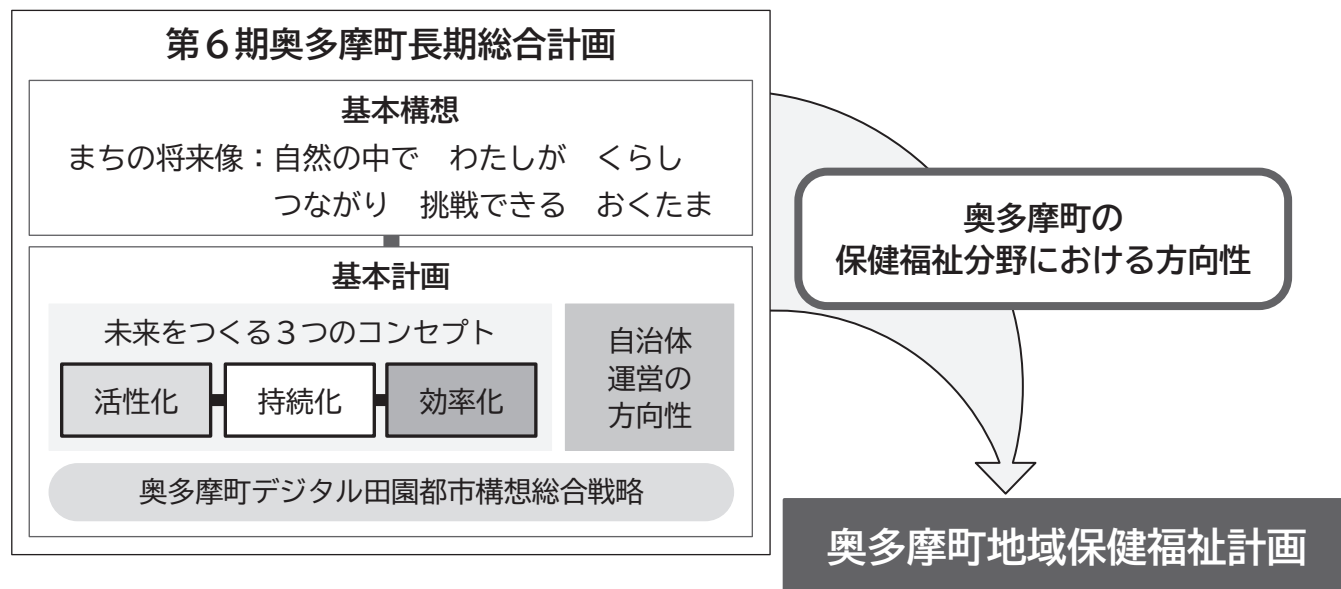
この度、第5期計画が令和7年度末で満了することから、これまでの地域保健福祉施策の成果を踏まえつつ、地域のニーズの変化を的確に捉え、地域保健福祉施策の一層の推進を図るための指針として、「奥多摩町地域保健福祉計画（第6期）」（以下、本計画。）を策定します。

## 第2節 長期総合計画（基本構想・基本計画）との関係

長期総合計画は、基本構想と基本計画から構成される、本町の最上位計画です。

令和7年3月に策定された第6期奥多摩町長期総合計画では、基本構想で「まちの将来像」や、将来像の実現に向けた「未来をつくる3つのコンセプト」が示されています。また、基本計画では、「本町のそれぞれの分野で策定する個別計画は、基本構想に掲げる将来像の実現のため、基本計画で示す方向性に基づき推進していくもの」とされており、本町の福祉保健分野の個別計画である本計画も、この考え方に沿って策定する必要があります。

このため、本計画では、長期総合計画の将来像の実現に向け、基本計画の方向性を踏まえるとともに、本町の福祉保健分野における基本理念や基本目的等の方向性を示し、総合的かつ計画的に福祉保健施策を推進するため、具体的な施策を体系的に整理しています。



## 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は令和8～令和12年度までの5年間とします。

## 第4節 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。奥多摩町長期総合計画を上位計画とし、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」等を定め、本町の地域福祉推進の理念や方向性を明らかにしたものです。また、国及び東京都がそれぞれ策定する関連計画等との整合を図ります。

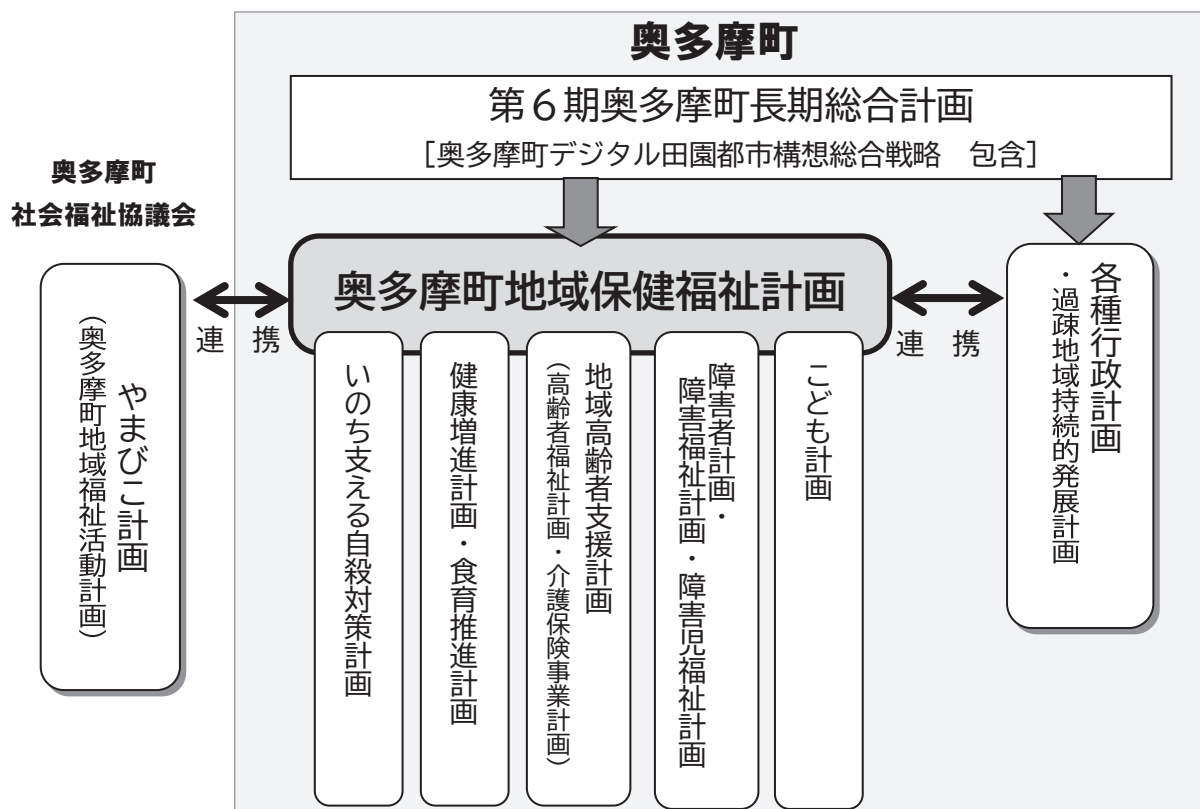
### 社会福祉法（抄）

#### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

- 本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨及び第8条第1項の規定を鑑み、再犯防止に関する施策を取りまとめた「再犯防止推進計画」を包含します。
- 本計画は、高齢、障害、こども・子育て等の福祉の分野別計画の上位計画として位置付けるとともに、地域福祉分野と共通する部分を一括して取り扱い、こうした分野以外の健康づくり、生活困窮者の支援等の分野を含むものとします。
- 社会福祉協議会が中心となって策定しているやまびこ計画（地域福祉活動計画）は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、本計画との連携を図ります。



## 第2章 計画の背景

### 第1節 地域福祉とは

全国的に少子高齢社会を迎えているなかで、私たちが暮らす奥多摩町は、特に少子高齢化が進行している地域です。

「福祉」とは、介護保険のような法定サービスや、行政が提供する様々な生活支援だけでなく、地域住民やボランティア、事業者等が担い手となって行うものがあります。日頃行っている「道で会ったらあいさつ」をするだけでも、福祉の貴重な第一歩です。

町では、こうした地域住民や地域ボランティア等による「自助」「共助」と連携し、「まちぐるみでささえあう福祉」を推進してきました。

### 第2節 保健福祉における国・都及び社会背景の動向

前計画策定（令和3年度）以降に制定・改正された保健・医療・福祉に関する主な法令等は以下のようになっています。

- 地域共生社会の実現のための「社会福祉法」等の一部改正（令和3年4月施行）
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正（令和5年4月施行）
- 「健康保険法等の一部を改正する法律」（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正）（令和5年5月公布）
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正（令和6年4月施行）
- 「医療法」の一部改正（令和6年4月施行）
- 「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正（令和7年4月施行）

町の健康、食育、高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの分野別計画について、東京都で策定している計画は以下のようになっています。

- 東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6～令和10年度）
- 東京都食育推進計画（令和8～令和12年度）予定
- 東京都障害者・障害児施策推進計画（令和6～令和8年度）
- 第9期東京都高齢者保健福祉計画（令和6～令和8年度）
- 東京都子供・若者計画（第3期）（令和7～令和11年度）
- 東京都健康推進プラン21（第三次）（令和6～令和17年度）
- 東京都がん対策推進計画（第三次改定）（令和6～令和11年度）
- 第四期東京都医療費適正化計画（令和6～令和11年度）

### 第3節 地域共生社会の実現に向けて

○地域共生社会推進検討会の最終とりまとめによる提言（令和元年12月）

・「地域共生社会の理念」とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方が示されました。



資料：厚生労働省より

○地域共生社会の実現に向けた法改正（令和2年6月）

・令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

※平成29年の社会福祉法改正では、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれた

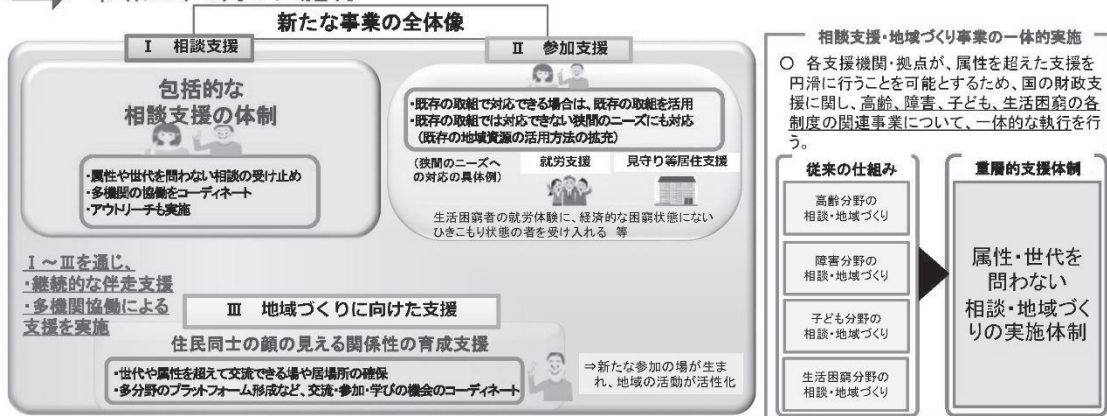
#### 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など))  
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。  
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。  
 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

#### 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**  
 ○新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須  
 ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

→ 令和3年4月1日施行



○「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめ（令和7年5月）

- ・地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として「地域共生社会の在り方検討会議」が開催されており、令和7年5月に中間とりまとめが公表されています。

**地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）**

令和7年5月28日

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

**1. 地域共生社会の更なる展開**

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
  - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
  - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
  - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
  - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
  - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1  
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
  - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
  - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
  - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
  - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

**2. 身寄りのない高齢者等への対応**

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設  
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

**4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方**

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

**3. 成年後見制度の見直しへの対応**

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーターや家裁からの意見照会に対応）を法定化

**5. 社会福祉における災害への対応**

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

## 第3章 計画策定の体制

### 第1節 地域保健福祉計画検討協議会による審議

本計画の策定にあたっては、「地域保健福祉計画検討協議会」において、全3回にわたって審議した結果をとりまとめます。

協議会は、地域福祉推進組織、ボランティア団体、保健・福祉事業関係者、町議会等の代表11人で構成しています。

### 第2節 「奥多摩町の地域保健福祉等に関する調査」の実施

本調査は、「奥多摩町地域保健福祉計画」の各種施策に対する評価等を確認するとともに、新たな計画に住民の意識等を反映させるための基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### (1) 実施状況

対象者	16歳以上の住民から1,500名を無作為抽出
実施時期	令和7年7月29日(火)～8月22日(金)
配布・回収方法	郵送による発送・回収

#### (2) 実施状況

	配付数	回収数	回収率
内訳	1,500人	448人	29.9%

### 第3節 パブリックコメントの実施

奥多摩町においては、より多くの住民の皆様からのご意見を反映させるため、パブリックコメントを以下のとおりに実施しました。

#### ① 実施状況

対象者	全住民
実施時期	令和8年1月20日(火)～令和8年1月30日(金)
実施方法	町のホームページへの掲載、役場住民課窓口、保健福祉センター、子ども家庭センターでの閲覧
提出方法	福祉保健課への書面等の提出、郵便、ファックス、電子メール

#### ② 実施結果

パブリックコメントを実施した結果、住民の皆様からのご意見はありませんでした。



# 総論

# 第1章 奥多摩町の福祉を取り巻く状況

## 第1節 奥多摩町の概況

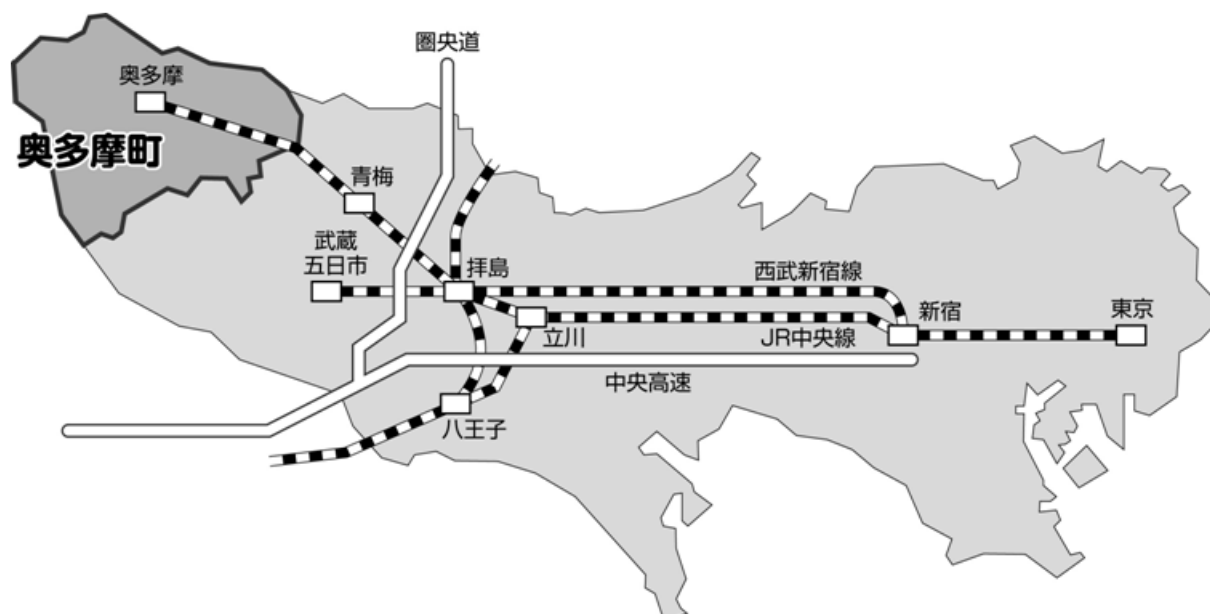
### (1) 奥多摩町の状況

町は、昭和30年に古里村・氷川町・小河内村の1町2村が合併して誕生しました。東京都のおよそ10分の1の面積に相当する225.53平方キロメートルの行政面積を有し、その94%が森林で、全域が秩父多摩甲斐国立公園に含まれています。

町の中心を西から東へと多摩川が貫流し、東京都最高峰の雲取山（標高2,017m）を頂点として、四方を山々に囲まれた緑豊かな水源の町で、巨樹の多い町でもあります。

人口はおよそ4,400名、65歳以上の人口比率も50%を超える過疎地域自治体ですが、子育て支援や移住定住対策を始めとする様々な施策を展開しています。また、そんな奥多摩町だからこそ、第6期長期総合計画策定の際には、きめ細かく住民等の声を聞き、「住民等との協創」を重要なテーマに掲げられました。

放課後子ども教室（わさびーひろば）事業や長寿ふれあい食堂事業、地域活動支援センター事業など、子どもからお年寄りまで、または障害のある方などの居場所づくりを推進し、「一人ひとり」を大切にしたい町づくりに取り組んでいます。



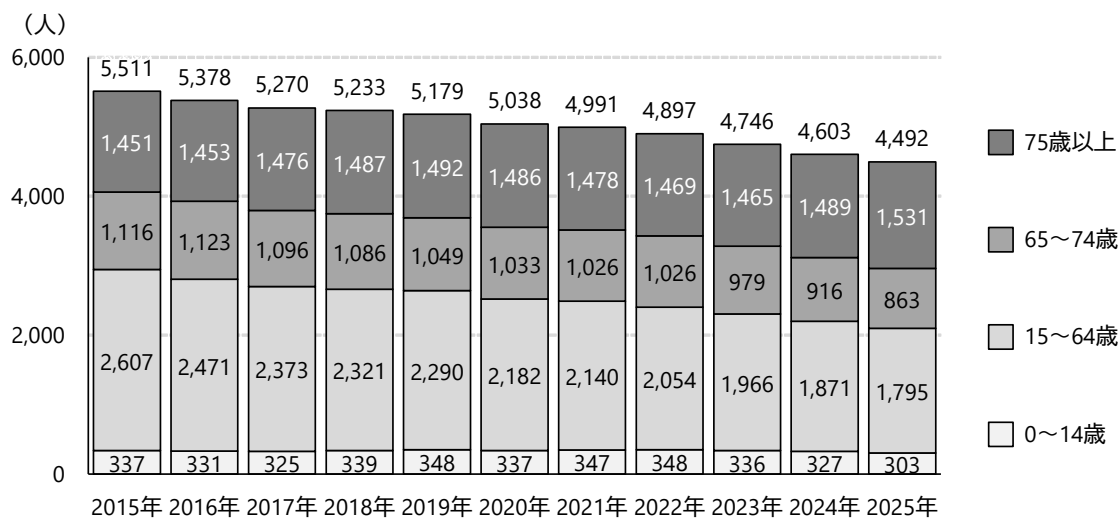
## (2) 人口状況

### ① 少子高齢化の進展

本町の総人口は、2015年（平成27年）に5,511人だったものが、2025年（令和7年）には4,492人と1,019人減少しています。高齢化率は上昇傾向が続き、2020年（令和2年）には50.0%を超え、2025年（令和7年）は53.3%に達し、町民の約2人に1人は65歳以上の高齢者となっています。

年齢階級別でみると、年少人口（0～14歳）は横ばい傾向が続いているものの、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続き、高齢人口においても、65～74歳の前期高齢者が2017年（平成29年）から、75歳以上の後期高齢者が2020年（令和2年）から、ともに減少に転じています。

図表-1 総人口と4区分別人口の推移



(人)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	
総人口	5,511	5,378	5,270	5,233	5,179	5,038	4,991	4,897	4,746	4,603	4,492	
0～14歳	337	331	325	339	348	337	347	348	336	327	303	
15～64歳	2,607	2,471	2,373	2,321	2,290	2,182	2,140	2,054	1,966	1,871	1,795	
65歳以上	2,567	2,576	2,572	2,573	2,541	2,519	2,504	2,495	2,444	2,405	2,394	
高齢化率	46.6%	47.9%	48.8%	49.2%	49.1%	50.0%	50.2%	50.9%	51.5%	52.2%	53.3%	
内訳	65～74歳	1,116	1,123	1,096	1,086	1,049	1,033	1,026	979	916	863	
	75歳以上	1,451	1,453	1,476	1,487	1,492	1,486	1,478	1,469	1,465	1,489	1,531
	65～74歳人口比	20.3%	20.9%	20.8%	20.8%	20.3%	20.5%	20.6%	21.0%	20.6%	19.9%	19.2%
	75歳以上人口比	26.3%	27.0%	28.0%	28.4%	28.8%	29.5%	29.6%	30.0%	30.9%	32.3%	34.1%

※各年1月1日現在

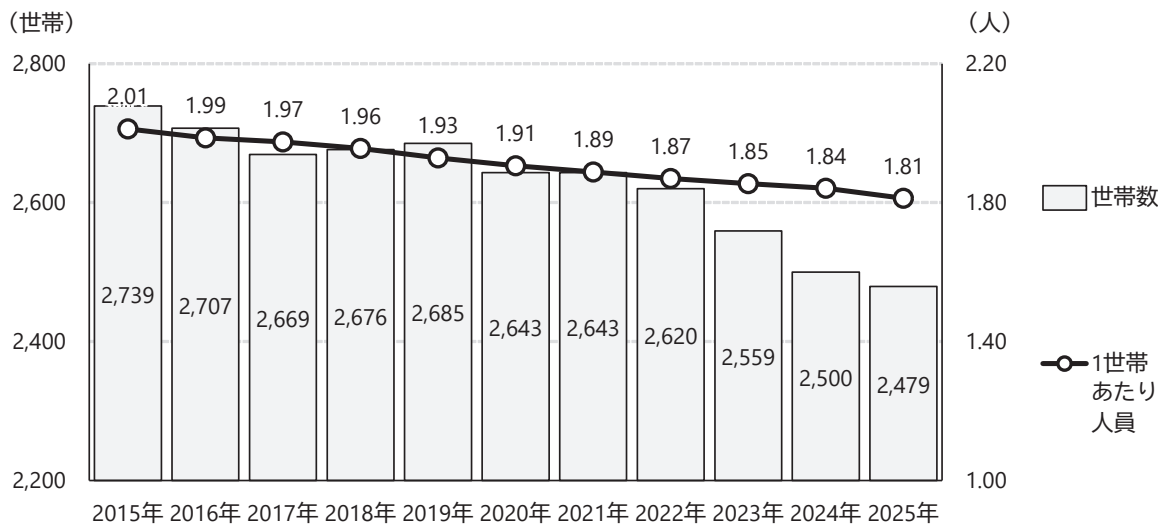
資料：住民基本台帳

※年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢人口は前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）にさらに分けて指す。

### (3) 1世帯当たり人員の減少

本町の世帯数は減少傾向が続いており、2025年（令和7年）で2,479世帯と、2015年（平成27年）に比べて260世帯減少しています。また1世帯当たり人員も、2025年（令和7年）で1.81人と、減少傾向が続いています。

図表-2 世帯数と世帯構造の推移



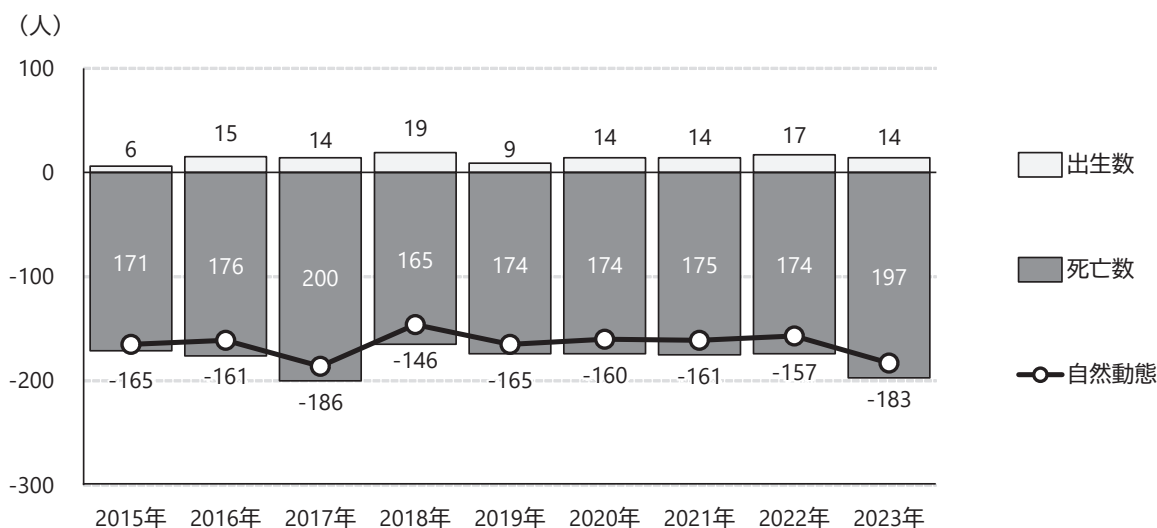
※各年1月1日現在

資料：住民基本台帳

### (4) 人口の自然動態

本町の人口の自然動態（出生数-死亡数）は、毎年約150人強の自然減が続いており、2023年（令和5年）は183人の自然減となっています。

図表-3 自然動態の推移

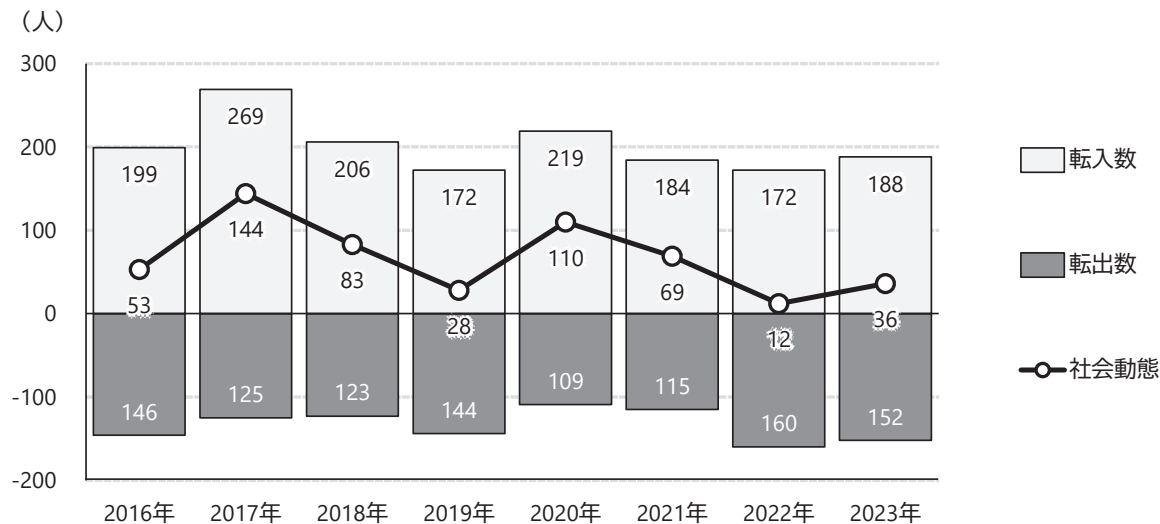


資料：東京都保健医療局 人口動態統計

## (5) 人口の社会動態

本町の人口の社会動態（転入数-転出数）は社会増が続いており、2023年（令和5年）は36人の社会増となっています。

図表-4 社会動態の推移

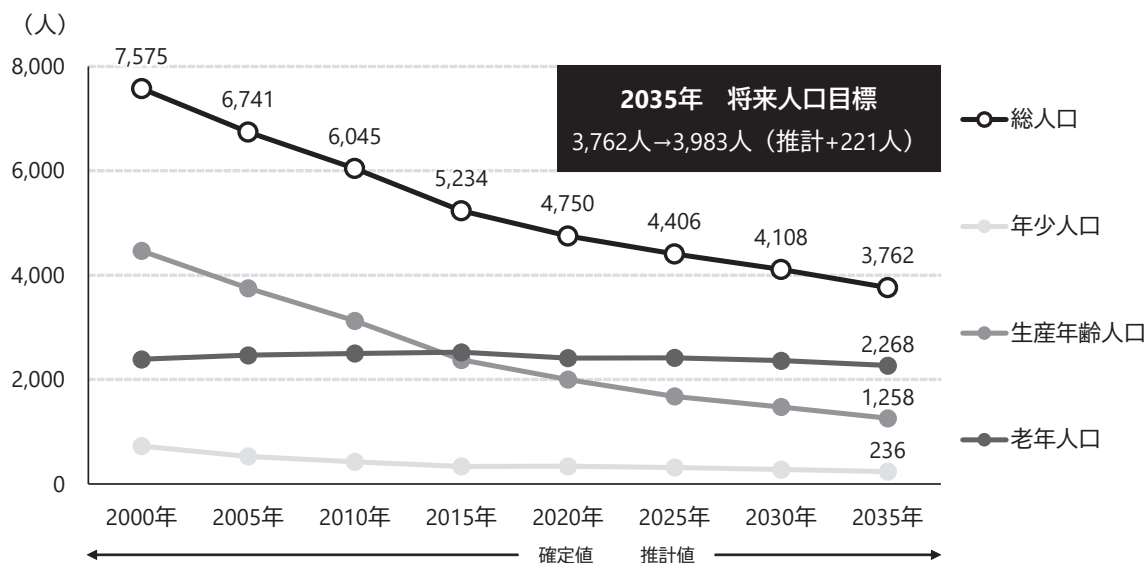


資料：東京都人口統計課「東京都の統計」人口の動き

## (6) 将来推計人口

本町の将来人口は、2035年（令和17年）には総人口3,762人になると推計されており、老年人口は約60%と高齢化もさらに進む予想です。第6期奥多摩町長期総合計画では、町の将来人口の目標値として、2035年（令和17年）の総人口を3,983人と設定し、現状の人口減少の改善を目指したまちづくりを進めているところです。

図表-5 将来人口推計



資料：確定値...国勢調査、推計値...国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## 第2節 地域福祉の概況

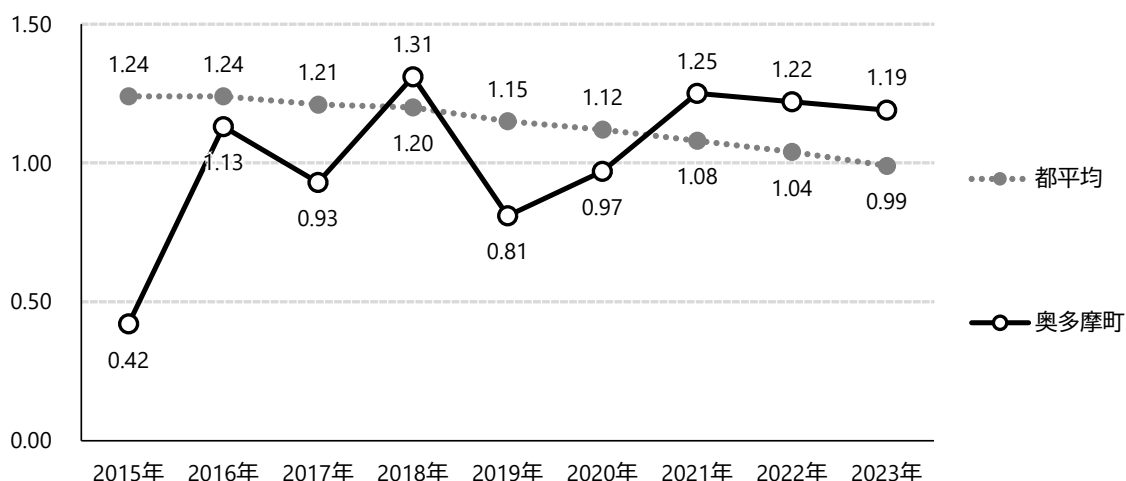
### (1) 児童分野

#### ① 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、2023年（令和5年）で1.19と前年より減少しました。

また、西多摩圏域の8自治体の中では、2023年（令和5年）は本町が最も高くなっているものの、年によってばらつきがあり、2021年（令和3年）以降は全自治体が減少傾向にあります。

図表-6 合計特殊出生率の推移・西多摩圏域における比較



		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
都平均		1.24	1.24	1.21	1.20	1.15	1.12	1.08	1.04	0.99
西多摩圏域	青梅市	1.18	1.25	1.22	1.08	1.16	1.10	1.08	0.97	1.03
	福生市	1.41	1.34	1.23	1.30	1.26	1.21	1.12	1.07	1.09
	羽村市	1.29	1.48	1.37	1.32	1.36	1.23	1.22	1.13	1.16
	あきる野市	1.41	1.32	1.44	1.33	1.30	1.18	1.21	1.10	1.14
	瑞穂町	1.23	1.30	1.21	1.24	1.08	1.02	1.09	0.96	0.96
	日の出町	1.49	1.82	1.47	1.37	1.41	1.27	1.25	1.12	0.89
	檜原村	1.76	1.70	1.71	3.07	2.32	1.86	1.48	1.75	1.11
	奥多摩町	0.42	1.13	0.93	1.31	0.81	0.97	1.25	1.22	1.19

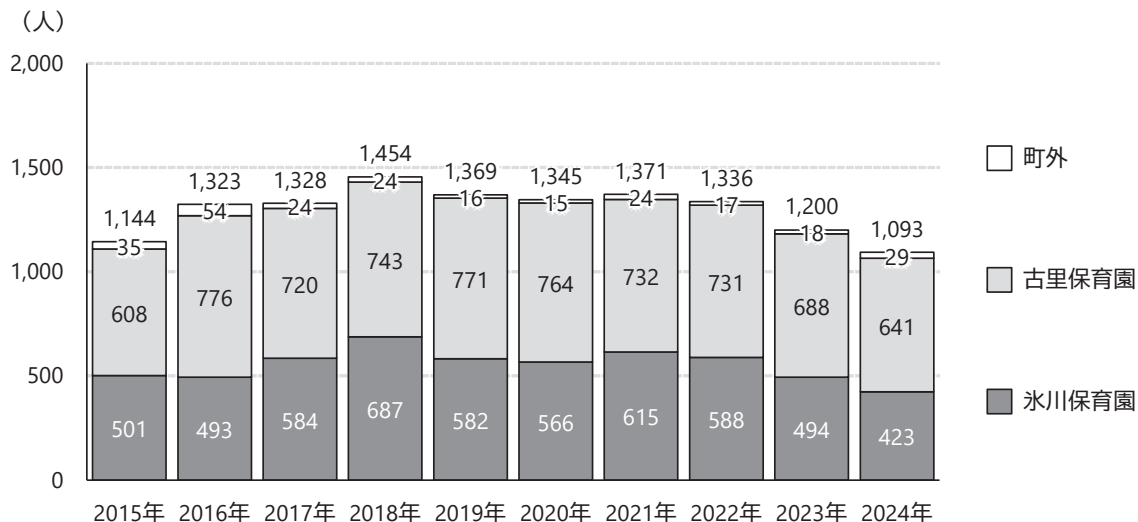
※各年1月1日現在

資料：東京都保健医療局 人口動態統計

## ② 保育園延べ措置児童数

本町の保育園年間延べ措置児童数の推移は、2021年（令和3年）度以降は減少が続き、2024年（令和6年）度には1,093人となっています。

図表-7 保育園延べ措置児童数の推移



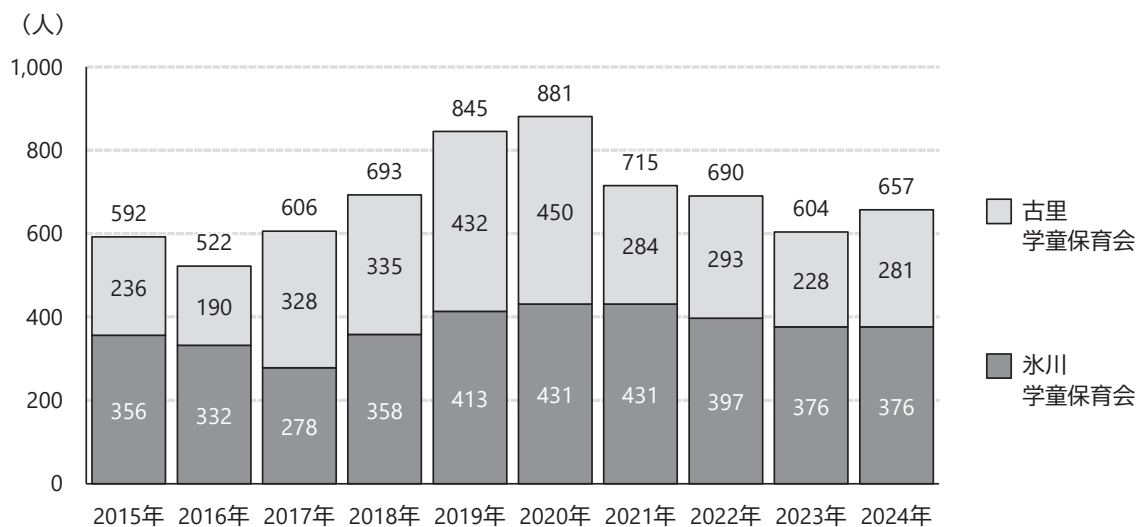
※本資料で示す「児童数」は、「保育所措置費 国庫・都道府県負担金状況」に基づく措置人数を整理したものです。「措置数」は、町が教育・保育給付の対象として決定し、保育園を利用している児童数を指します。

資料：奥多摩町「事務報告書」（各年度）

## ③ 学童保育会入会延べ人数

本町の学童保育会の入会延べ児童数は、2020年（令和2年）度までは増加傾向にありましたが、2024年（令和6年）度には657人と減少しています。

図表-8 学童保育会の入会延べ児童数の推移



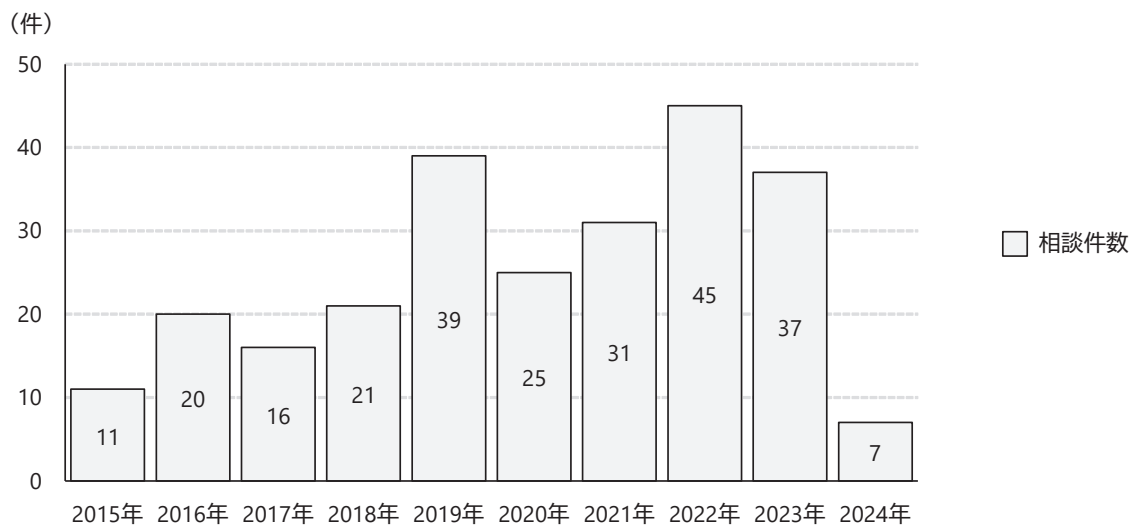
※2019年度以前は入会延べ児童数、2020年度以降は登録延べ児童数を表示

資料：奥多摩町「事務報告書」（各年度）

#### ④ こども家庭センター事業の新規相談取扱件数

本町のこども家庭センター事業の新規相談取扱件数は、年度によりばらつきはあるものの概ね増加傾向で推移していましたが、2024年（令和6年）度は7件となっています。

図表-9 こども家庭センター事業 新規相談取扱件数



※相談内容、経路別とも年度により内訳が異なるため、取扱件数のみ掲載

資料：奥多摩町「事務報告書」（各年度）

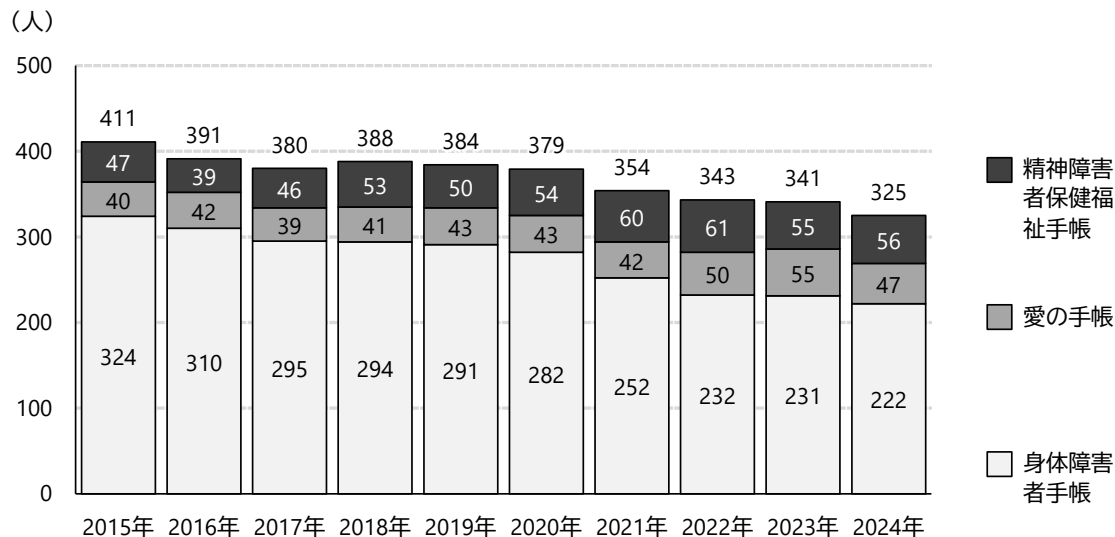
## (2) 障害福祉分野

### ① 障害者手帳所持者数の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、障害種別では全体の5割程度を肢体不自由が占めています。

愛の手帳（療育手帳）所持者数は40～50人前後、精神障害者保健福祉手帳所持者数は50～60人前後で、それぞれ推移しています。

図表-10 障害者手帳所持者数等の推移



(人)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
身体障害者手帳	324	310	295	294	291	282	252	232	231	222
肢体不自由	181	168	159	163	153	142	132	116	112	105
視覚障害	20	18	14	13	14	13	12	12	13	11
聴覚・平衡機能障害※2	34	32	31	31	30	32	27	25	26	30
内部障害	89	92	91	87	94	95	81	79	80	76
愛の手帳	40	42	39	41	43	43	42	50	55	47
精神障害者保健福祉手帳	47	39	46	53	50	54	60	61	55	56
<b>手帳所持者(計)</b>	<b>411</b>	<b>391</b>	<b>380</b>	<b>388</b>	<b>384</b>	<b>379</b>	<b>354</b>	<b>343</b>	<b>341</b>	<b>325</b>
自立支援医療(精神通院)	74	71	73	75	87	56	86	94	92	81

※1 各年度3月31日現在

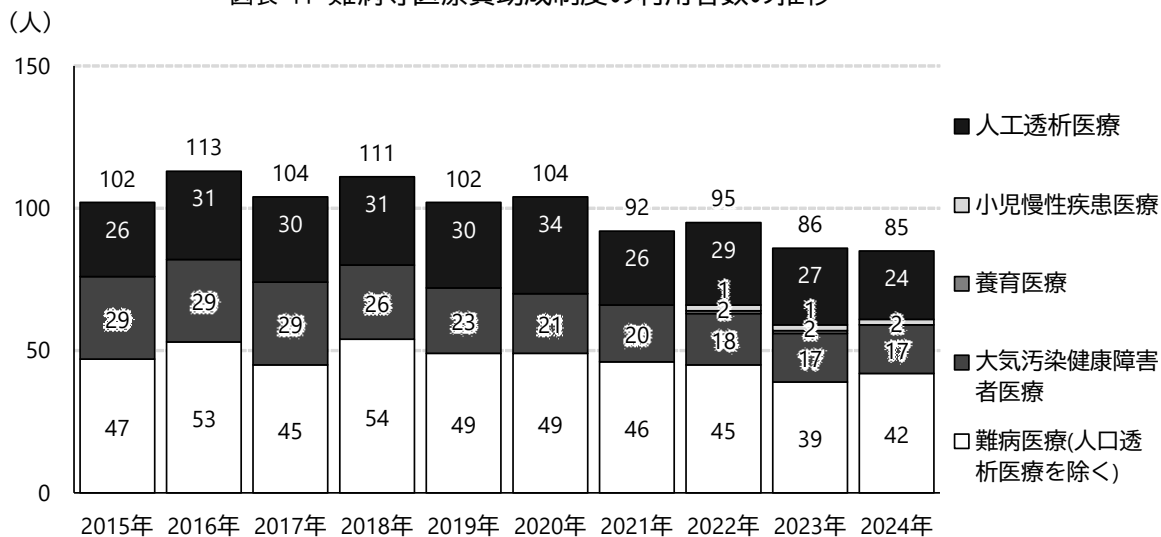
※2 2024年は「聴覚・言語障害」

資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)

## ②難病等医療費助成制度の利用者数

難病等医療費助成制度の利用者数は減少傾向で推移しており、2024年（令和6年）度は85人となっています。

図表-11 難病等医療費助成制度の利用者数の推移



(人)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
難病等医療費助成制度利用者数	102	113	104	111	102	104	92	95	86	85
難病医療(人工透析医療を除く)	47	53	45	54	49	49	46	45	39	42
大気汚染健康障害者医療	29	29	29	26	23	21	20	18	17	17
養育医療	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
育成医療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小児慢性疾患医療	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
人工透析医療	26	31	30	31	30	34	26	29	27	24

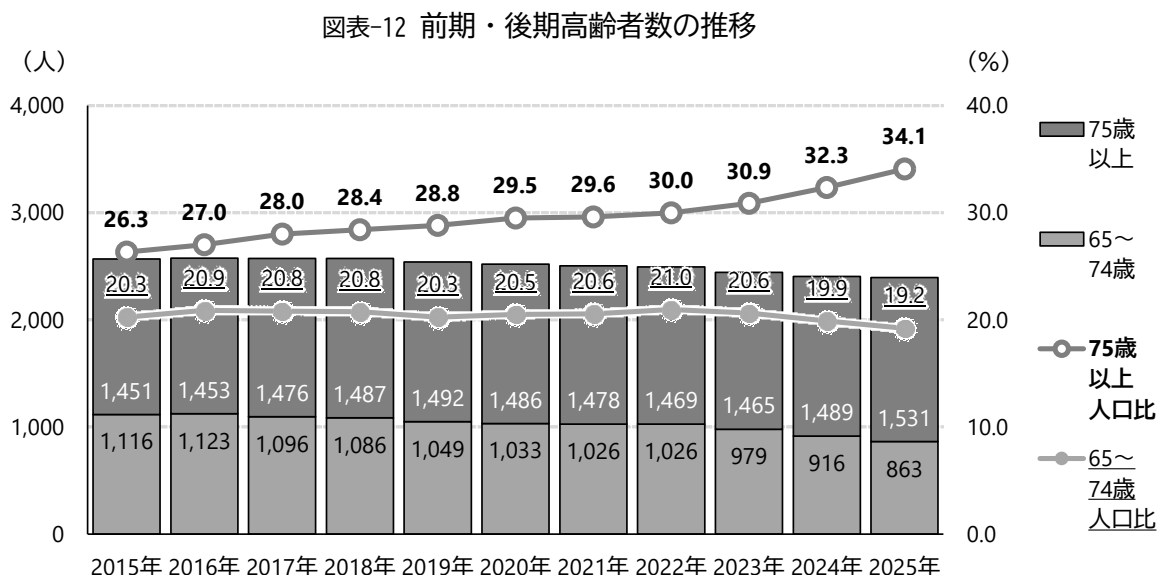
※ 各年度3月31日現在

資料：奥多摩町「事務報告書」（各年度）

### (3) 高齢・介護分野

#### ① 75歳以上人口比の増加

本町の高齢者数は2025年（令和7年）で、65～74歳（前期高齢者）が863人、75歳以上（後期高齢者）が1,531人となっており、後期高齢者の方が多く、対人口比も75歳以上人口比は年々増加しています。



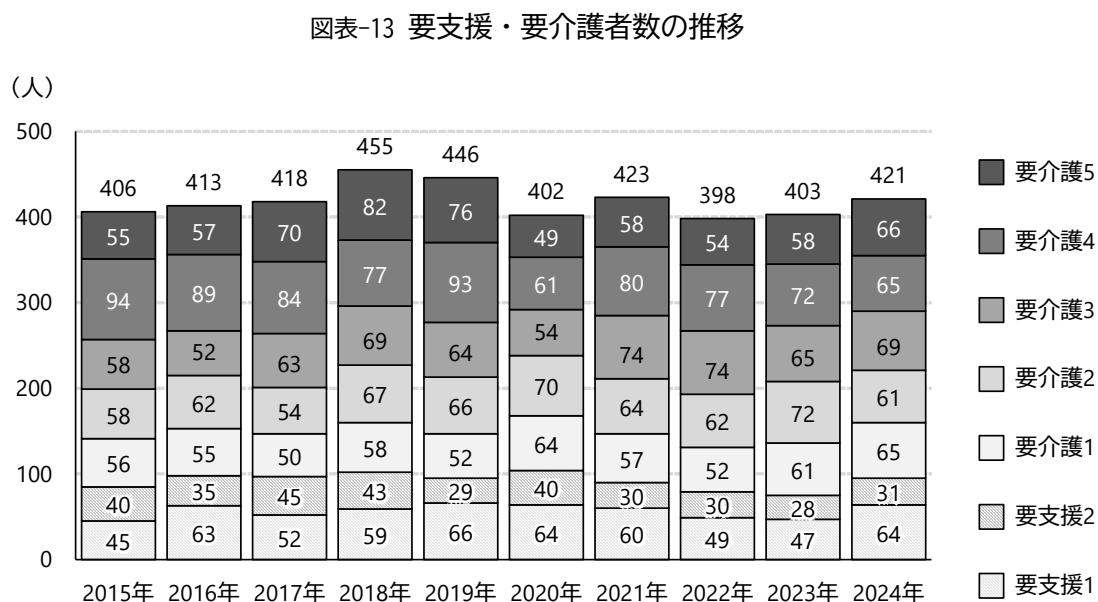
※各年1月1日現在

資料：住民基本台帳

※高齢者区分は前期（65歳～74歳）、後期（75歳以上）を指す。

#### ② 要支援・要介護認定者数の増加

本町の要支援・要介護認定者数は、2024年（令和6年）3月末現在で421人となっており、前年に比べて18人増、介護度別では要介護2と要介護4を除く全ての等級で前年に比べて増加しています。



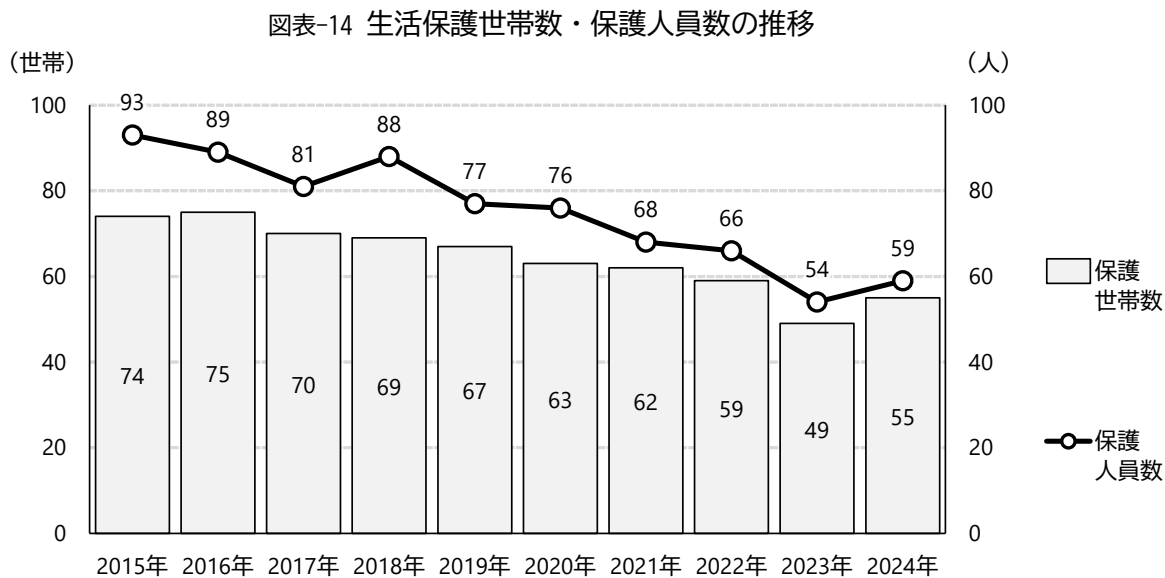
※各年度3月31日現在

資料：奥多摩町「事務報告書」（各年度）

## (4) 生活福祉分野

### ① 生活保護受給世帯及び人員の動向

本町の生活保護世帯数及び保護人員数は、2024年（令和6年）で55世帯、59人となっており、前年より6世帯、5人増加しています。年度によってややばらつきはあるものの、近年は概ね減少傾向にあります。



※各年度1月1日現在

資料：奥多摩町「事務報告書」（各年度）

### 第3節 現行計画の総括

第5期地域保健福祉計画では、3つの基本目標に沿って施策を展開してきました。

現行計画に位置付けた各事業は、A～Cの3段階（A：既に目標達成している B：目標達成に向け順調に進捗している C：目標達成が困難な見込み）で評価しました。

なお、一部の事業では、1つの事業を複数の係で担当し、それぞれが評価を行っているため、事業数と評価数が一致しない場合があります。

#### 基本目標1 安心した暮らしをめざして

29事業のうち、A評価21事業、B評価17事業、C評価は該当なしとなりました。また、全ての基本施策のなかで、「基本施策2 地域で見守る体制づくり」のみ、B評価よりA評価が少なくなっています。事業のなかで特に「地域活動等の場での安全対策の推進」では、老朽化した生活館・集会施設の更新の必要性が指摘されています。

また、「基本施策1 情報提供・相談支援体制の充実」におけるB評価では、子ども家庭センターや地域包括支援センターと支援が必要な方の情報共有に努め、連携強化を図っていくことが必要です。

基本施策	事業数	評価			課題等
		A	B	C	
1 情報提供・相談支援体制の充実	15	14	9	0	
2 地域で見守る体制づくり	14	7	8	0	
計	29	21	17	0	

#### 基本目標2 ささえあいの地域をめざして

26事業のうち、A評価19事業、B評価7事業、C評価2事業となりました。C評価となった事業は、「基本施策1 人づくり・連携づくりの強化」における、「多文化共生や多様性に対する理解の促進」、「居宅介護支援事業所との連携」です。「多文化共生や多様性に対する理解の促進」は、町内で外国人が増えるなか、担当課だけでなく庁内横断で多文化共生・多様性理解を進める必要があるため、事業を再構築する必要があります。

基本施策	事業数	評価			課題等
		A	B	C	
1 人づくり・連携づくりの強化	17	11	5	2	外国人住民との共生、事業未実施
2 交流・ふれあい・社会参加の拡大	9	8	2	0	
計	26	19	7	2	

#### 基本目標3 心身ともに豊かな生活をめざして（個別計画との連携）

基本目標3においては、健康福祉分野の個別計画である「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「子ども子育て支援事業計画（こども計画）」との連携推進を掲げていました。いずれの個別計画においても、第5期地域保健福祉計画を上位計画として位置付け、整合性を図り推進しています。

今後も上位計画としての位置付けを維持し、整合性を確保していきます。

## 第4節 次期計画に向けてのポイント

国においては、地域共生社会の実現に向け、「断らない相談」を軸とする重層的支援体制整備事業の本格実施（社会福祉法改正・令和3年4月施行）により、分野横断の包括的相談・支援と地域福祉計画の上位計画化・充実が進められてきました。加えて、こども基本法（令和5年4月施行）や認知症基本法（令和6年1月施行）、孤独・孤立対策推進法（令和5年成立）など、年代横断・当事者中心の視点を強化する新法が相次いで整備されています。さらに、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化され、地域生活のアクセシビリティ確保が一段と求められています。

アンケート調査結果も踏まえて、次のようなポイントに整理しました。

### （1）包括的な支援体制の構築

- ・地域共生社会の実現を図るため、「断らない相談」を中核に、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備が求められています。
- ・地域課題として、制度のはざまや課題が複合化・複雑化したケースが増えてきていて、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、必要に応じて機関につなぐことが求められています。
- ・社会とのつながりや参加の支援が求められています。
- ・日常の暮らしの中での支えあい、地域の見守りに向けた地域づくり、地域の居場所をはじめとする、多様な居場所づくりが求められています。
- ・認知症の人と家族の意思決定支援・地域包括ケアの強化、こども・若者の安全と権利保障の一体な推進が求められています。

### （2）住民主体に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境づくり

- ・地域のつながりが弱まっており、地域の持続可能性への対応が求められています。
- ・住民相互の支え合いの仕組みづくりの必要性が求められています。
- ・地域住民が地域の課題を我が事として捉えて参画していくことが求められています。
- ・合理的配慮の確保や情報アクセシビリティの向上により、誰もが参画しやすい環境（高齢者、障害のある人、こども・子育て世帯、外国人など）の整備が求められています。

### （3）地域で支えあう人づくり・活躍できる地域づくり

- ・総人口の減少や高齢化がさらに進み、地域の担い手不足の解消が求められています。
- ・地元で活躍したい、地域を元気にしたいといった、自己実現や社会貢献を求める方々が実際に実行できる地域づくりが求められています。
- ・災害時における大規模災害時に迅速かつ柔軟な救護活動を円滑に進めるために平時から取組を進めることが求められています。

## 第2章 計画の基本姿勢

### 第1節 計画の基本理念

#### 一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩

本町は、全国的にも高い水準で少子高齢化が進むなか、単身・高齢者世帯の増加、地域の支え手の減少、つながりの希薄化など地域福祉を取り巻く課題が深刻化しています。こうした状況に対応するためには、保健・福祉・生活支援体制の一層の充実に加え、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、福祉サービスについて適切に選択できる環境を整えることが求められます。

国においても、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備や孤独・孤立対策が推進されており、本町でもこうした方向性に沿った取組が必要です。

また、第6期奥多摩町長期総合計画は、まちの将来像として「自然の中でわたしが 暮らし つながり 挑戦できる おくたま」を掲げました。この将来像は、奥多摩らしさを活かしながら、「一人ひとり」を大切に、想いをもったまちづくりをめざすもので、地域福祉の理念とも方向性を同じくするものです。地域福祉の取組を町全体に広げることが、この将来像の実現にも寄与します。

これらの背景を踏まえ、本計画では、これまで掲げてきた「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」の基本理念を継承し、地域の一人ひとりが、豊かな自然環境のなかで、お互いに支え合いながら、ともに生きる地域づくりをめざします。

### 第2節 計画の基本目標

#### 基本目標1 安心した暮らしをめざして

住民が抱える様々な不安を解消し、安心した暮らしを送っていただくために、支援が必要な方の積極的な把握に努め、地域住民や関係機関と協力して、地域で見守る体制づくりを推進し、孤独・孤立を防ぐための相談支援の充実にも取り組み、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

#### 基本目標2 多様な主体との協働によるささえあいの地域をめざして

地域福祉を支えていくには、住民一人ひとりの地域活動への積極的な参加を促進し、地域住民が気軽に集える場所と機会をつくることが重要です。多様な主体が協働し、誰もが地域とのつながりを保ちながら暮らせる環境を整えることで、生きがいをもって暮らしていけるよう支え合いの地域づくりをめざします。あわせて、地域で再出発しようとする人を温かく迎え入れられるよう、孤立を防ぐ関係づくりも進めます。

#### 基本目標3 心身ともに豊かな生活をめざして

住民が住みなれた地域において、心身ともに、いつまでも健康で暮らしていけるよう自発的な健康づくりを支援し、健康寿命の延伸をめざします。また、住民の多様なニーズの把握に努め、きめ細かな福祉施策の推進をめざします。

### 第3節 計画期間中における重点的取組

地域共生社会の実現に向けて、地域のつながりを育みながら支え合う居場所づくりと、さまざまな課題に対応できる総合的・包括的な支援の仕組みづくりを、引き続き重点的に進めていきます。

#### (1) 地域のささえあい・つながる居場所づくり

今後とも少子高齢化の進展に加えて、単身世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域のささえあいや居場所の確保は、ますます重要になります。

現在、住民が集える「通いの場」「子育てサロン」などサロン活動、運動や食、自身の健康管理といった身近なことを相談できる「元気アップおくとま」が継続されています。特に、認知症サポーターで構成される「チームオレンジ」による地域での認知症支援拠点（来るっく〜）が整備され、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援が始まりました。

また、こどもから高齢者までの多世代がつながり、気軽に参加できる住民主体の場も広がっています。「放課後こども教室（わさびーひろば）」では、こどもの自主的な参加と地域住民の協力のもと、学校の空き教室や校庭等を活用し、放課後や長期休み等に安心して過ごせる居場所を提供しています。さらに、令和7年10月にオープンした「kori-mogu(こりモグ)」は、空き家の古民家を改修し、誰もが気軽に立ち寄れ、世代間交流のできる居場所として整備されました。

今後も、孤独・孤立の防止につながる見守りや交流の機会を充実させ、多様な活躍の機会と役割が生まれる地域づくりを進めていきます。



・奥多摩ならではの顔が見えるつながりを大切に、多世代の交流や参加の機会を広げ、役割を持ち続けられる地域づくりを支援します

#### ■来るっく〜



#### ■こりモグ



## (2) 総合的・包括的支援の仕組みづくり

住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域全体で支えていくためには、様々な人や関係機関が一体となり援助する包括的支援の仕組みづくりが、より重要になります。こうした方向性を踏まえ、高齢、障害、児童などの各分野において進めてきた相談・支援の取組を土台としつつ、関係機関が連携して情報や支援を共有し、必要な支援につながりやすい環境を整えていくことが重要です。

今後とも、地域課題の複合化・複雑化に対応するため、本人・世帯の属性にかかわらず横断的に受け止める相談支援体制のあり方を検討しつつ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供し、社会とのつながりを回復する支援を進めていきます。

- ・ 関係機関が連携した、包括的・総合的な相談支援の仕組みづくり
- ・ 社会とのつながりを回復していく支援

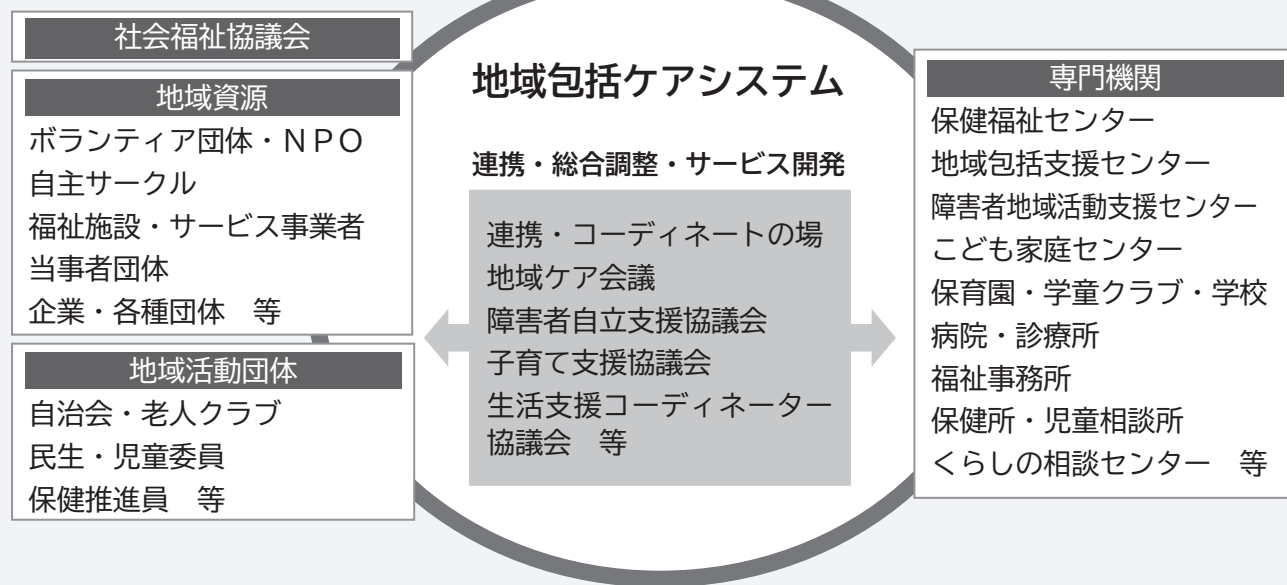
### ■総合的・包括的支援の仕組み



支援が必要なすべての人・家族

地域の支え合いやボランティア活動と諸サービス・制度を組み合わせた  
継続的で切れ目のない支援

- 相談・情報提供 ●介護サービス・介護予防サービス ●地域生活支援サービス
- こども・子育て支援サービス ●ふれ愛サポート ●健康診査・健康指導
- 健康づくりサポート ●在宅医療 ●各種の生活支援サービス ●ボランティア活動
- 見守りなど地域の助け合い活動 など



地域包括ケアシステムの強化・拡大：高齢者、障害のある人、こども、低所得者など全ての方へ

## 第4節 施策の体系

前節のとおり、「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」をめざすため、その目標ごとに施策を分類し、各種事業を体系化しました。

基本理念		一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩
基本目標	基本施策	施策方針
1. 安心した暮らしを めざして	1-1 情報提供・ 包括的な相談支援体制の充実	情報提供の充実 相談支援体制の充実と 職員の資質向上 苦情・相談と事業所のサービス向上
	1-2 地域で見守る体制づくり	地域ケア体制の充実 権利擁護の普及促進 虐待防止の体制の充実 緊急時対策と円滑な対応 くらしの安全対策の推進 再犯防止の推進 (奥多摩町再犯防止推進計画)
2. 多様な主体との協働 による ささえあいの地域を めざして	2-1 人づくり・連携づくりの強化	福祉・人権教育の推進 地域の担い手づくり 関係団体との連携強化
	2-2 交流・ふれあい・ 社会参加の拡大	交流機会・社会参加の拡充 生きがいつくり・就労・居住支援
3. 心身ともに豊かな 生活をめざして (個別計画との連携)	3-1 こころとからだの健康づくり	健康増進計画との連携推進 食育推進計画との連携推進 自殺対策推進計画との連携推進
	3-2 福祉サービスの充実	障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画との連携推進 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画との連携推進 こども計画との連携推進

# 各論

# 第1章 安心した暮らしをめざして

基本施策



## 1-1 情報提供・包括的な相談支援体制の充実

望ましい姿 必要とする福祉情報が気軽に入手でき、何か困ったときの相談先があります

### (1) 情報提供の充実

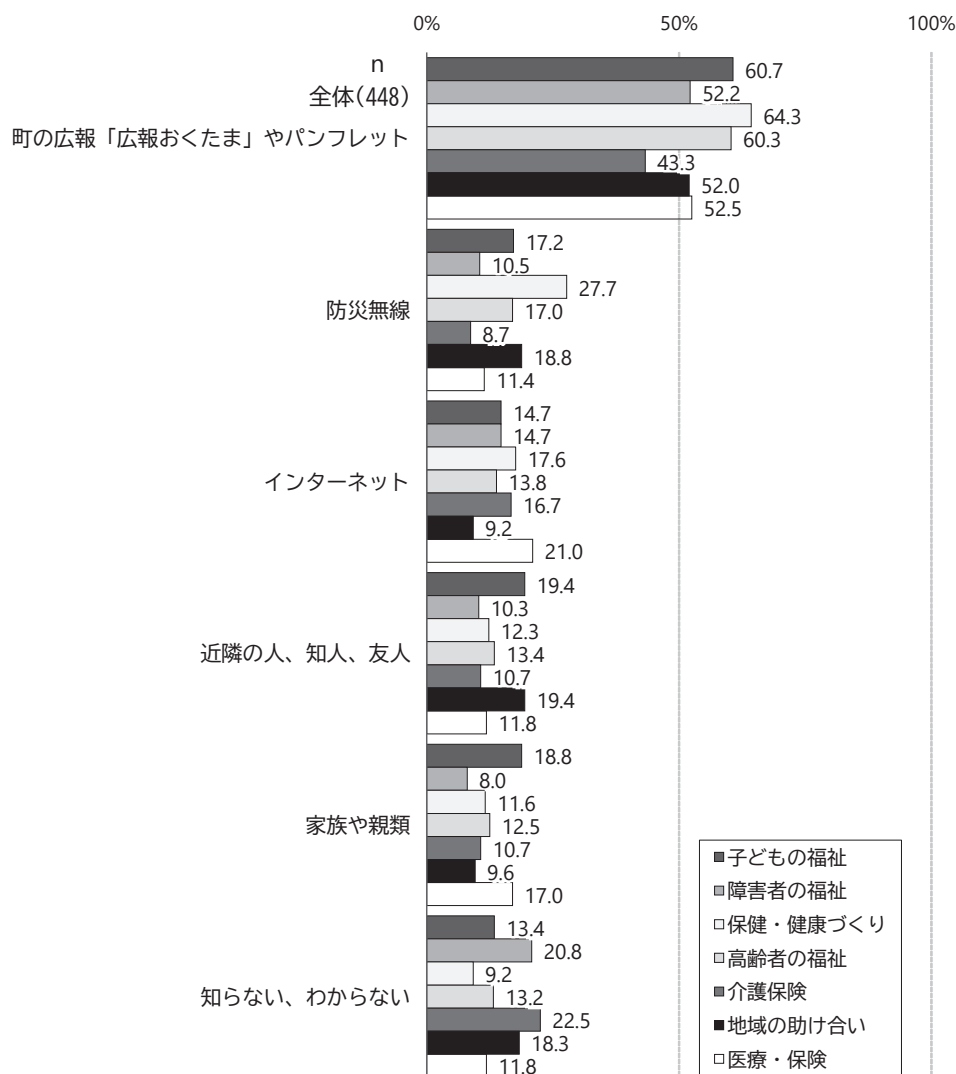
#### 現状と課題

町では、町民に適切な福祉情報が得られるよう、広報おくたま、防災無線及び、町のホームページにて情報発信しています。また、福祉サービスの冊子配布、リーフレット等の設置、各種専門情報の発信に努めています。

アンケート調査をみると、保健・福祉に関する知識・情報の入手先として、どの分野でも「町の広報やパンフレット」をあげる方が最も多く、インターネットや防災無線といった入手先も上位にあげられており、多様な手段による情報提供の必要性がうかがえます。

今後も、情報の伝え方や発信手法を工夫し、わかりやすい情報提供に努めることに加え、誰もが必要な情報を得ることができるように情報アクセシビリティに配慮し、デジタルデバイド解消に向けた取り組みも重要です。

#### ■各分野に関する知識、情報入手先（分野別・全体上位6位抜粋）



## 今後の方向性

情報の提供方法は、紙媒体や防災無線、インターネット、関係機関からの周知、近所付き合いなど幅広いことから、福祉分野をはじめとする町の施策・事業の案内を分かりやすく発信し、常に最新の情報に更新するよう努めます。あわせて、検索機能の充実や各種申請書のダウンロードなど、住民の利便性の向上を図ります。

また、スマートフォンの利用に不慣れな方や高齢者など、デジタル技術の利用に課題を抱える住民に配慮し、情報取得や手続きが滞らないよう、窓口での丁寧なサポート、デジタル活用支援の機会確保など、人を介した補完的な支えを充実し、情報格差により地域で孤立することのない環境づくりを進めます。

## 施策を支える主な事業

<b>■ 広報・ホームページ等の充実</b>
「広報おくたま」の紙面の充実に努めるとともに、「防災無線」での声によるお知らせ、町の福祉に係る計画や「奥多摩の福祉サービス」、事業のお知らせ等をホームページに掲載し、内容の充実を図ります。その他、チャットボット、多言語化・やさしい日本語、音声認証付き機能の活用や回覧板のデジタル化等、効果的なPR方法を検討します。
<b>■ 福祉サービス利用情報提供の充実</b>
町の福祉に係る施策やサービスについての情報を掲載した「奥多摩の福祉サービス」を3種類（高齢者編、障害編、母子・子育て編）作成し、配布しています。 今後も制度の変更や町の取り組む事業について、内容の見直しを図り発行します。
<b>■ 保健・医療サービス・健康づくり情報提供の充実</b>
「奥多摩町保健事業のお知らせ（成人版）」を毎年全戸配布し、特定健診、各種検診及び予防接種、感染症などの情報を提供します。 また、「奥多摩町の保健・医療・福祉」については、随時情報を更新できるホームページの充実に努めます。
<b>■ ボランティア・仲間づくり情報提供の充実</b>
社会福祉協議会が発行している広報紙「おくたま ふくし」に併せて「ボランティア通信」を年4回発行します。 また、ボランティア関連情報や交流を促す催しなどの情報が手軽に入手できるよう、ホームページやSNS等を活用した情報発信等を検討し充実を図ります。
<b>■ デジタルデバイト対策</b>
パソコン・スマートフォンやインターネット等のデジタル技術を利用できる人とできない人の間に、情報格差が生じることがないように、国や東京都、民間事業者、地域住民等と連携し、デジタル機器の利用方法について高齢者等が身近な場所で相談や学習を行える機会を設けるなど、デジタル格差解消の取り組みを進め、誰一人取り残すことのない、人にやさしいデジタル化を目指します。

## (2) 相談支援体制の充実と職員の資質向上

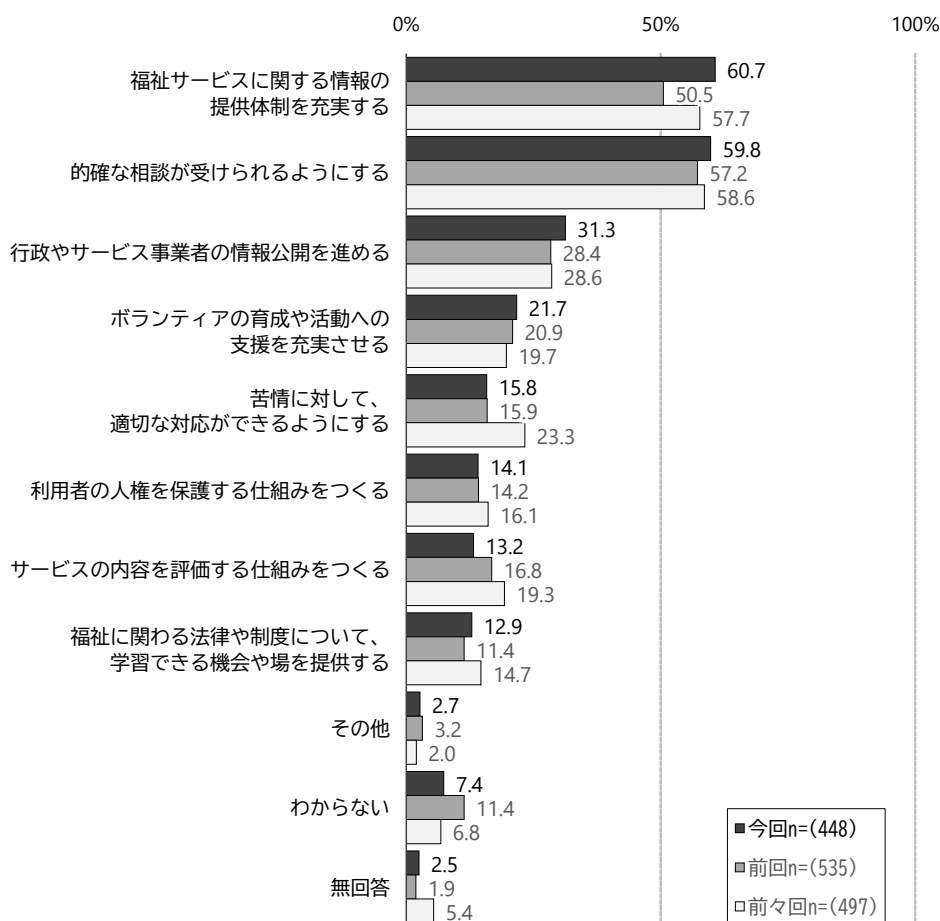
### 現状と課題

町では、高齢者の総合相談、子どもの総合相談、母子健康相談、障害者一般相談、生活総合相談など、分野ごとに相談支援の充実を図っているほか、社会福祉協議会との連携、職員への研修や専門性の向上などを行っています。

アンケート調査によれば、利用者本位の福祉のために必要なこととして、上位2項目「福祉サービスに関する情報の提供体制を充実する」「的確な相談が受けられるようにする」が、突出して高くなっています。また、これらの回答割合は増加傾向にあり、相談体制と情報提供体制の重要性があげられています。

近年、個人や世帯の抱える課題が一層複雑化・複合化している中、継続的な関わりが求められたり、ひきこもりなどの本人や家族の社会的孤立、福祉以外の課題などが関係するケースも増えてきていることから、一人ひとりの状況に応じた柔軟かつ継続的な対応がますます必要となっています。

### ■利用者本位の福祉のために必要なこと（複数回答）



## 今後の方向性

相談支援に関しては、複数の課題や困りごとを抱えている世帯に対応するため、福祉の相談窓口で相談を一元的に受けて課題を整理し、高齢者・障害者等の分野ごとの支援につなぐとともに、相談につながりにくい人へ積極的な働きかけができるように、支援体制の充実を図ります。

あわせて、職員の専門性の向上や専門職同士のネットワーク、分野横断の連携を強化し、重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めながら、包括的な相談支援体制の強化を図ります。

## 施策を支える主な事業

<b>■分野別の相談支援の充実及び連携強化</b>
高齢者の総合相談、子どもの総合相談、母子健康相談、障害者一般相談、生活総合相談などの相談支援は、分野別対応だけでなく、分野を超えた横の連携により、関係機関への取り次ぎなどを通じて総合的な対応を行います。
<b>■健康相談体制の充実</b>
自分の健康状態について確認し、体調管理に役立てることができるよう生活習慣病予防をはじめとした健康相談を随時実施し、健康意識の向上と、健康状態の維持増進を図るきっかけや保健福祉事業についての情報提供や紹介の場としても活用します。
<b>■保健所の相談支援の活用</b>
心の問題への相談支援においてより適切な支援を行うため、相談者と話し合い、必要に応じ、主治医や関係機関との連携に努めていきます。 また、町事業である専門医による、精神専門相談事業を継続していきます。 また、必要なケースにおいては、保健所とも連携をとり、保健所の相談支援を活用します。
<b>■社会福祉協議会の相談・支援の活用</b>
社会福祉協議会では、住民の身近な相談を地域で受けられるよう、窓口での相談をはじめ電話相談、訪問相談等による住民の立場にたった相談受付に努めており、町でも情報の収集・共有を強化し、連携して対応します。
<b>■専門研修の充実</b>
地域包括支援センター職員の基礎・現任研修、介護支援専門員専門研修などの専門研修の受講を実施します。 保健師・管理栄養士などの専門職については、国・都主催の保健師会、栄養士会等への出席など、専門職の研修機会の確保に努め、虐待などのケースや要保護児童・要支援児童の相談などに対応する専門的な知識の修得とスキルアップを図ります。
<b>■各種専門資格の取得</b>
少子高齢化や社会環境の変化により、様々な相談が増加しており、高齢者の困難ケースや障害者、子どもの相談等に対応するため、相談業務を担当する職員には社会福祉主事等の資格取得を推進し、専門研修の受講と併せ、相談員の資質向上を図ります。 また、保健福祉分野は多岐にわたり、事務担当職員も知識の習得の機会が必要となっており、業務に必要な研修を行います。
<b>■重層的な支援体制の構築に向けた検討</b>
地域住民の多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、既存の事業や地域活動を活かしながら、属性を問わず受け止める相談支援体制の整備を進めます。あわせて、既存の取組では対応が難しい制度のはざまの課題への支援や、多世代が交流し多様な人が活躍できる地域づくりの体制構築を検討していきます。

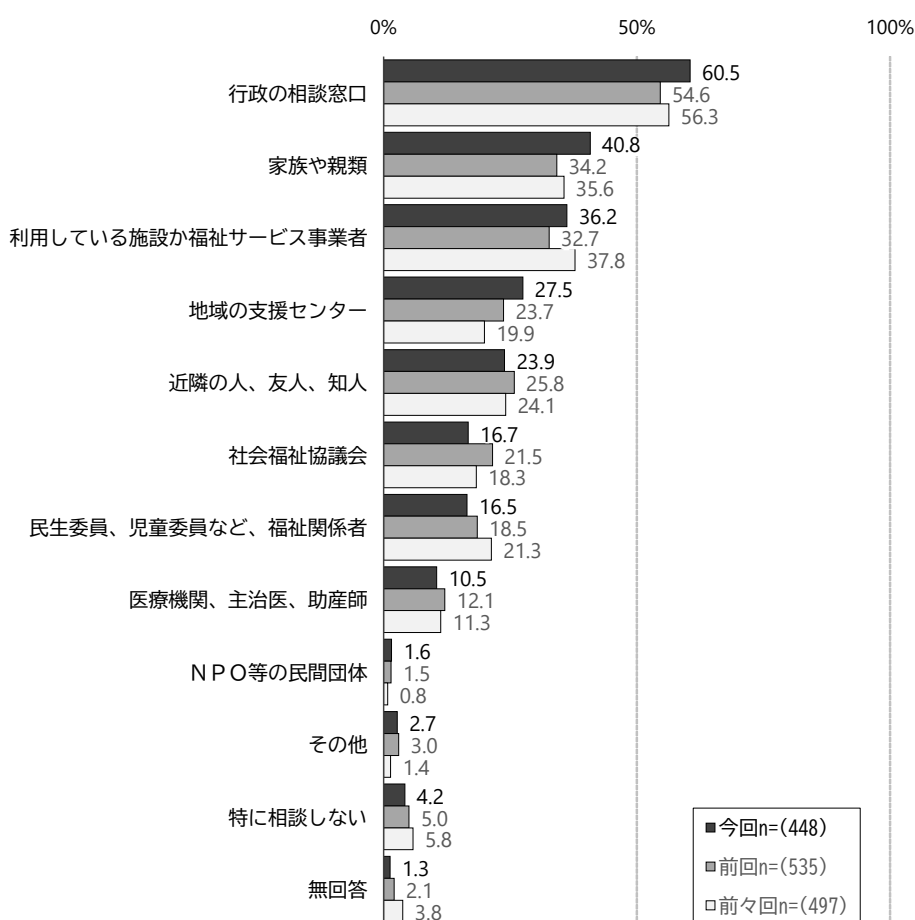
### (3) 苦情・相談と事業所のサービス向上

#### 現状と課題

町では、苦情・相談等については、福祉サービスは保健福祉センター、介護サービスは地域包括支援センター、子どもはこども家庭センターの相談窓口で受け付け、専門機関と連携して対応に努めています。

アンケート調査によれば、苦情の相談先として、「行政の相談窓口」が過去2回の調査と同様に最多となっており、次いで「家族や親類」、「利用している施設か福祉サービス事業者」と続きます。これらの回答割合は過去2回で最も高くなっており、行政の相談窓口の充実、身内やサービス提供側を通じたさまざまな声の吸い上げなど、相談窓口につながるような仕組みがより重要になっています。

#### ■福祉サービスに対する苦情の相談先（複数回答）



#### 今後の方向性

苦情・相談の相談窓口の周知向上をめざすとともに、多様化・複雑化する地域の様々な相談を受け止め、窓口対応や関係機関への確実なつなぎに向けて、専門機関との連携強化を継続します。

第三者評価については、社会福祉法人が提供するサービスを第三者機関が客観的に評価する取り組みに対して、第三者評価受審結果の利用者への情報提供に努め、施設等におけるよりよいサービスの向上を図ります。

## 施策を支える主な事業

<b>■ 苦情・相談窓口の充実</b>
福祉サービスに関する苦情・相談等については保健福祉センターで、介護サービスは地域包括支援センターで、子どもはこども家庭センターで受け付け、専門機関と連携して対応します。 苦情・相談に対応できる体制の充実と、相談窓口の周知に努めます。 また、匿名での苦情・相談についても検討し、苦情・相談窓口機能の充実を図ります。
<b>■ 苦情受付、苦情に係る事案の解決結果、改善状況等の報告</b>
介護サービス事業所、障害者施設、保育園等では、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う「第三者評価」を導入しています。町では、介護サービス事業者、障害者施設、保育園の全てに第三者委員会を設置しており、利用者と事業者間で解決できない場合や利用者から町に直接相談があった場合は、町で事実確認を行うなどの対応を行います。 今後も制度の利用を促進し、サービス提供事業所との連携を図り、福祉サービスの質の向上を図ります。
<b>■ 第三者評価事業の充実</b>
社会福祉法人の提供するサービスを第三者機関が客観的な立場から評価する取り組みに対して、東京都の「第三者評価受審費補助金交付事業」の活用を継続するとともに、第三者評価受審結果の利用者への情報提供に努めます。 認知症高齢者グループホーム第三者評価についても評価事業を継続し、運営推進会議が開催できるよう運営法人への働きかけを行います。

## (4) 地域ケア体制の充実

### 現状と課題

町では、保健福祉センターや奥多摩病院等の保健・医療・福祉拠点を中核として、様々な施設や多職種との連携等を図りながら、保健・医療・福祉の様々な課題に適切に対応する体制づくりを進めています。

具体的には、奥多摩病院と連携した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業や、古里診療所と保健指導に連携し取り組むなど、医療と連携した事業を展開しています。また、双葉会診療所では地域医療への貢献に加え、予防接種事業や特定健診事業を担っていただいています。古里歯科診療所では、成人及び高齢者を対象とした歯科健診を実施するなど、それぞれの専門性を生かした役割を果たしています。

### 今後の方向性

地域包括支援センターをはじめ、地域の関係機関・団体との連携を一層強化し、支援を必要とする人の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供体制の構築を進め、町民一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアを持続的に実現していけるよう、更なる連携の深化と体制の充実を図ります。

### 施策を支える主な事業

<b>■保健福祉センターと町内医療機関との連携</b>
子育て、健康づくり、介護、福祉などについて、医療的な観点から適切な保健福祉サービスが提供できるよう、さらなる保健福祉センターと町内医療機関の連携強化を図ります。
<b>■保健・医療・福祉の連携</b>
保健福祉センターを中心に、こども家庭センター、地域包括支援センター、奥多摩病院、社会福祉協議会などの各施設と連携して、支援が必要な方の情報を共有し連携の強化を図ります。



**望ましい姿** お互いを認めあい、周囲の人や世帯の困りごとに気づいたら、温かく見守るとともに、できる範囲での支援や適切な相談先につなげるようにします

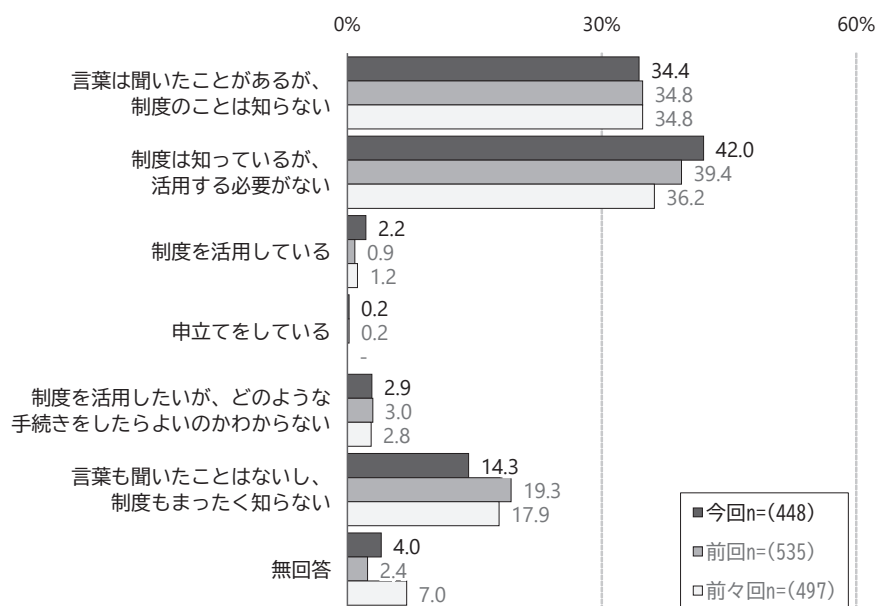
## (1) 権利擁護の普及促進

### 現状と課題

町では、令和5年度に成年後見制度推進機関（こうけんセンターおくたま）を設置し、成年後見制度についての周知や活用の推進を図っています。また、奥多摩町社会福祉協議会にて「地域福祉権利擁護事業」を推進し、サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを行っています。

アンケート調査によれば、成年後見制度の認知度は、「制度は知っているが、活用する必要がない」が約4割で最も多く、この割合は増加傾向にあり、少しずつですが浸透してきているようです。一方、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」も1割半ばとなっており、今後とも認知症高齢者や独居高齢者、高齢夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中、制度の周知は継続的に進めていく必要があります。

### ■成年後見制度の認知度



### 今後の方向性

誰もが住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、判断能力が十分でない認知症高齢者や障害者の相談に対応し、適切なサービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度推進機関を中核として関係機関との連携を図り、福祉サービスの契約や利用をめぐる様々なトラブルから利用者を守るため、各種制度の情報提供の充実を図ります。

## 施策を支える主な事業

### ■成年後見制度利用支援事業の推進

高齢者や障害者等の意思決定支援や財産保護・身上保護が適切に行われるよう、成年後見申立てに係る手続きを支援し、低所得者に対しては申立てに係る費用及び後見人等に対する報酬を補助します。「広報おくたま」や講演会・研修会などにより、住民や保健福祉関係者に成年後見制度についての周知や活用の促進を図ります。

### ■地域福祉権利擁護事業の推進

社会福祉協議会では、東京都社会福祉協議会からの受託事業として福祉サービスの利用援助（東京都地域福祉権利擁護事業）を行っており、専門員、生活支援員が相談に対応しています。今後も、関係機関と連携して事業の周知に努め、在宅福祉サービスの利用援助を推進します。また、サービスが多様化、複雑化するなか、サービスの利用を援助する当該事業の必要性は高まるため、生活支援員の育成などに努めます。

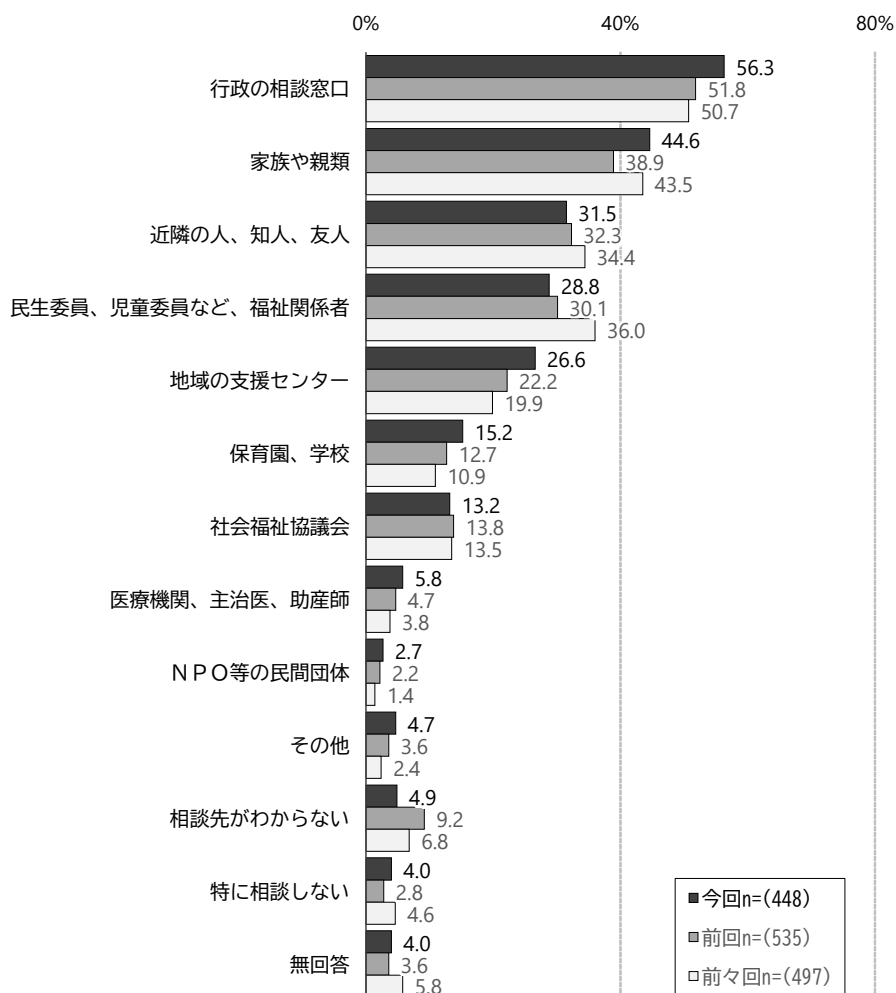
## (2) 虐待防止の体制の充実

### 現状と課題

町では、児童虐待についてはこども家庭センターを中心とした要保護児童対策地域協議会での対応、高齢者虐待については地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携による対応、障害者虐待については障害者虐待防止センターによる対応を行っています。

アンケート調査によれば、ひきこもり、いじめ、児童虐待、高齢者への虐待、孤独死などの社会問題に直面した時の相談先として、「行政の相談窓口」が5割半ばで最も多く、次いで「家族や親類」「近隣の人、知人、友人」「民生委員、児童委員など、福祉関係者」と続いており、特に「行政の相談窓口」は回答割合が増加傾向にあります。行政窓口のほか、身内や知り合い、民生委員・児童委員等、周囲の気づきが早期発見・早期対応には重要な要素となっています。

### ■社会問題の相談先（複数回答）



## 今後の方向性

児童への虐待としては、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトがあげられますが、引き続きこども家庭センターの要保護児童対策地域協議会を中心に、早期発見や適切な支援体制を強化して取り組みます。高齢者への虐待としては、身体虐待、介護放棄、心理的虐待などがあげられ、地域住民はそれらを発見した場合、町や地域包括支援センター、警察などに届け出る義務があることから、通報義務についての周知に努め、予防や早期発見等を図ります。

また、障害者の虐待に対しては、障害者の尊厳を守り、自立と社会参加を推進するため、発見した人の通報義務を定めるとともに、町や関係機関に求められる虐待の予防や早期発見等の取組を踏まえ、虐待防止体制の充実を図ります。

## 施策を支える主な事業

<b>■こども家庭センターの充実</b>
0 から 18 歳までのこどもと子育て家庭に関する総合相談窓口として相談員を配置し、臨床心理士による相談日を設けるなど、幅広い相談に応じながらこどもの最善の利益に繋がる支援体制を充実します。
<b>■要保護児童対策地域協議会の充実</b>
虐待等を受けた児童に対する体制強化を図るため、民生・児童委員協議会、児童相談所、学校、警察、保健所等の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の早期発見・早期対応、関係機関の連携に取り組んでいます。 今後も要保護児童等に関する情報の共有化を図り、迅速かつ的確な対応及び防止につなげるため、要保護児童対策地域協議会を充実します。
<b>■地域包括支援センターの充実</b>
高齢者虐待などの困難ケースの増加に対応し、高齢者虐待防止の啓発及び地域からの通報や相談窓口の周知を図り、地域包括支援センターを中心に関係機関との連携により、迅速で適切な対応や必要に応じた支援の調整を図ります。
<b>■障害者虐待防止の推進</b>
虐待の早期発見に努め、虐待を受けた障害者の安全を確保し、関係機関と連携しながら、養護者に対する相談、指導、助言、その他必要な支援を行います。 また、障害者虐待防止に向け、障害者虐待防止リーフレットの作成と全戸配布など広報・啓発に努めるとともに、虐待に関する各種相談に対応し、充実を図ります。

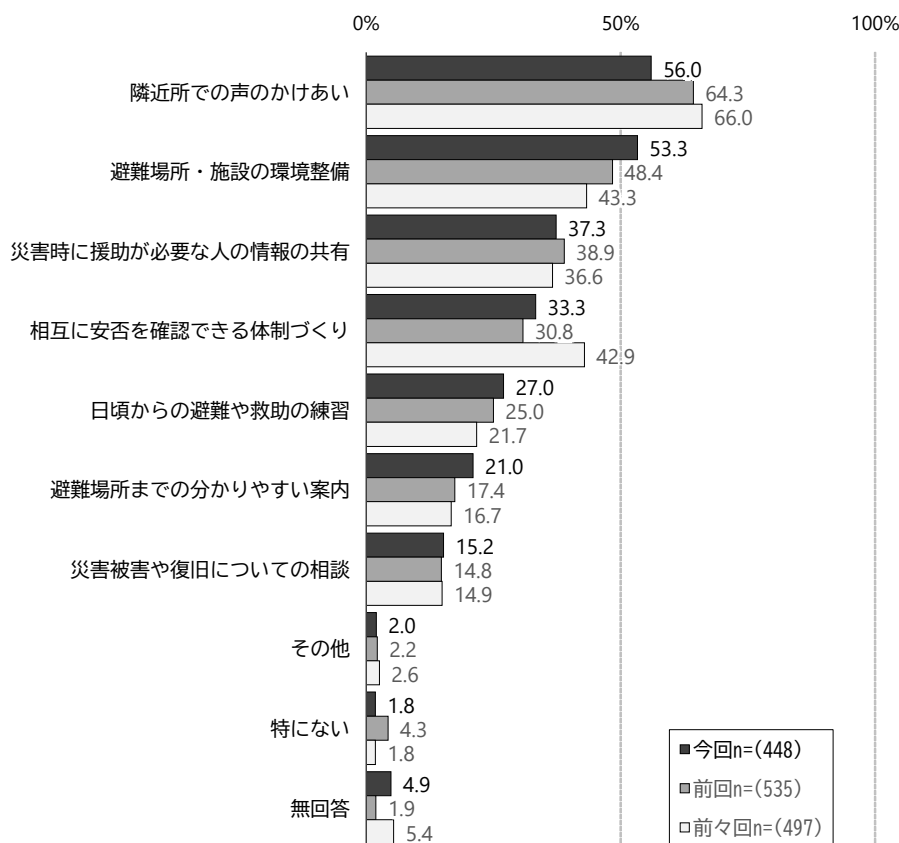
### (3) 緊急時対策と円滑な対応

#### 現状と課題

町では、「奥多摩町地域防災計画」を策定し、災害時要援護に関する対策を進めているほか、町のホームページにて各種情報の提供を行っています。また、介護老人福祉施設との協定・マニュアル整備、関係機関の連携による見守り活動と避難行動要支援者名簿の適切な運用、災害ボランティア活用体制の確保や訓練などを進めています。

アンケート調査によれば、災害を通じて、地域で特に重要な取組では、「隣近所での声のかけあい」が5割半ばで最も多く、次いで「避難場所・施設的环境整備」「災害時に援助が必要な人の情報の共有」と続いています。また、「避難場所・施設的环境整備」は回答割合が増加傾向にあり、環境整備の重要性が増してきている一方、「隣近所での声のかけあい」「災害時に援助が必要な人の情報の共有」「相互に安否を確認できる体制づくり」は回答割合が減少傾向にあり、有事の際に周囲の町民同士が協力し合うことの必要性を、平時から十分に理解することが重要です。

#### ■災害を通じて、地域で特に重要な取組について（複数回答）



#### 今後の方向性

一人ひとりが災害への意識をもって、声かけや見守り等の地域活動を通じたささえあいの地域づくりを進めるとともに、平時から社会福祉施設や医療機関等と協議し、有事に備えた関係機関による見守り活動の促進、支援体制の整備を進めます。また、避難所での熱中症対策の必要性や災害が重なることを見据えた災害時の連携体制等の確立を進めます。

## 施策を支える主な事業

<b>■社会福祉施設及び医療機関等との連携</b>
介護老人福祉施設との「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」に基づき、運用マニュアルの作成や災害時の物資の確保等、関係機関と協議し有事に備えます。 また、受け入れ態勢の確保に向け、社会福祉施設や医療機関等、幅広い機関・施設と連携を図ります。
<b>■避難行動要支援者への見守り活動の充実</b>
自治会、民生・児童委員協議会等の関係機関との連携を強化し地域のなかで見守り活動を促進します。 また、奥多摩町避難行動要支援者名簿を活用した関係機関との連携方法の検討を進め、支援体制の整備に努めます。
<b>■災害時におけるボランティア活動の充実</b>
大規模災害時において、迅速かつ柔軟な救援活動を円滑に進めるための「奥多摩町災害ボランティア活動マニュアル」に基づき、日頃の取り組み等を含めた防災訓練を実施します。 また、マニュアルについては、震災や風水害、雪害等の経験を活かした内容を検討し、災害時におけるボランティア活動の充実を図ります。

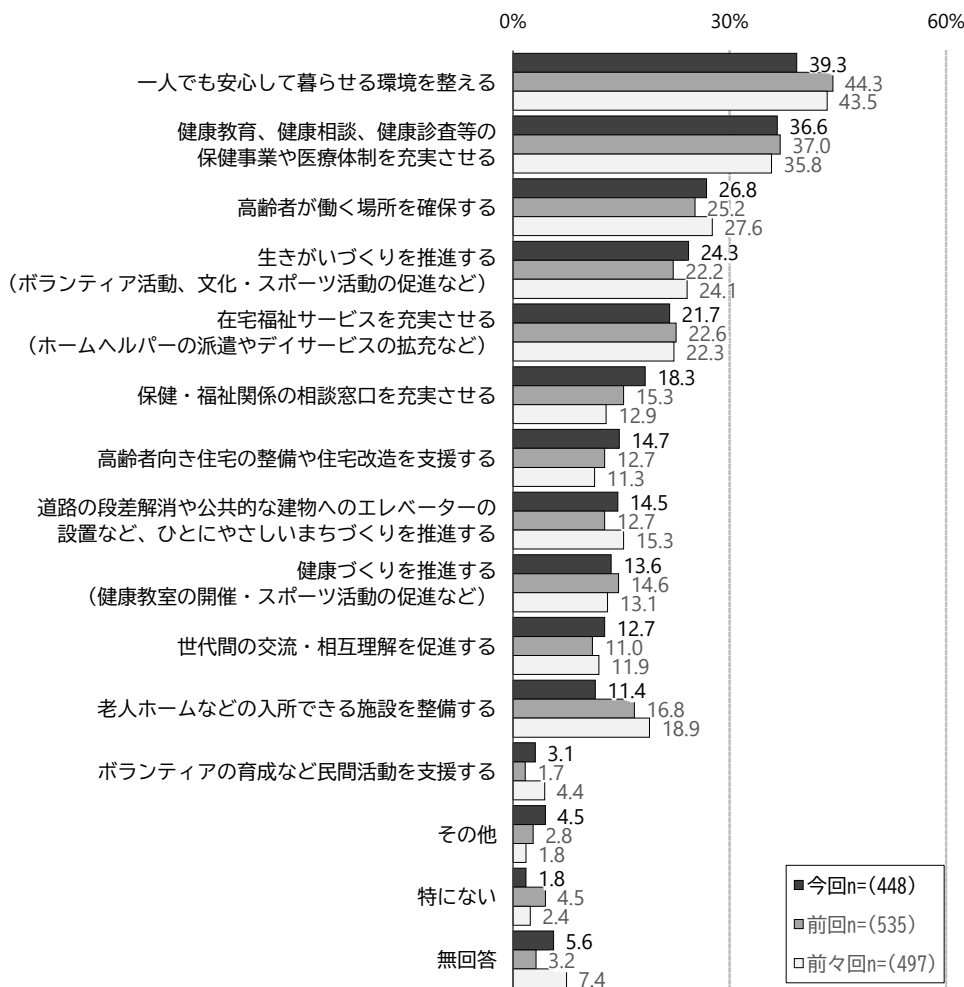
## (4) 暮らしの安全対策の推進

### 現状と課題

町では、平時からの防災行政無線による防犯意識の啓発や情報提供を行うなど、防災対策の充実に努めるとともに、交通安全対策の充実に努めています。また、住民の暮らしの安全対策として、各自治会内の生活館や集会施設などの活動の場における熱中症対策などの利用者の健康を守るための働きかけや老朽化施設の改修、町内全自治会における防犯灯のLED化が令和6年度末をもって整備されました。

アンケート調査によれば、活力のある地域づくりに必要なことでは、「一人でも安心して暮らせる環境を整える」が4割弱で最も多くなっており、今後独居高齢者の増加が見込まれる中、一人でも安心して暮らせる環境の重要性がさらに増していくことが予想されます。

### ■活力のある地域づくりに必要なこと（複数回答）



## 今後の方向性

住民一人ひとりを犯罪や事故から守り、安心して暮らせる地域を実現するため、必要な情報提供や環境整備を行うとともに、移動が困難な方への支援の検討や、歩行者等の安全確保に向けた関連部署との連携により、総合的なくらしの安全対策を進めます。

## 施策を支える主な事業

<b>■防犯対策の充実</b>
防災行政無線による防犯意識の啓発と防犯情報の提供を行うとともに、地域住民が協力して、犯罪を寄せ付けない地域づくりに努め、防犯対策の充実に努めます。 危険がある場所への防犯灯の増設、老朽化した防犯灯の建て替えを進めます。
<b>■交通安全対策の充実</b>
住民の安全な生活を確保するために活動している交通安全協会の活動を支援するとともに、児童の交通事故を防止するための安全帽やランドセルカバーの配布を継続して行います。 周辺自治体や警察など関係機関との連携による広域的な交通安全対策の充実、地域住民と協力した児童・生徒の登下校の見守りを促進します。 また、高齢者が関わる事故を防止するため、老人クラブ等での高齢者への呼びかけなど高齢者の交通安全への意識を高めるとともに、交通安全協会の実施する講習会、イベントへの参加を呼びかけるなど、高齢者が安心して外出できる地域づくりを推進します。
<b>■ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進</b>
高齢者・障害者が安全で快適な生活が送れるよう、だれもが安心して快適に利用できる道路や施設等の基盤整備、町内の移動手段の確保など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
<b>■地域活動等の場での安全対策の推進</b>
各自治会内の生活館や集会施設などの活動の場において、熱中症対策をはじめとする利用者の健康や安全を確保するため、老朽化した施設・設備の改修など安全対策を継続的に推進します。

## (5) 再犯防止の推進（奥多摩町再犯防止推進計画）

### 趣旨・目的

近年、全国的に再犯者率の増加が課題となる中で、平成28年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、自治体が地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定め、対策を講ずるよう努めることが明記されました。

本町では、このような国の動向を踏まえ、地域福祉の取組の一つとして「奥多摩町再犯防止推進計画」を位置づけ、再犯防止に必要な福祉サービスや就労・住居確保の支援等を地域福祉の取組と連動させることで、だれもが支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めることを目的として策定します。

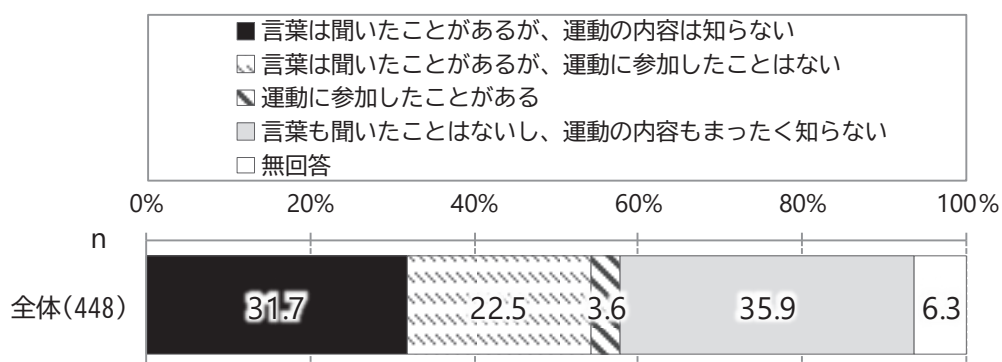
### 現状と課題

本町では長年、民間協力者である保護司や関係機関・団体と協力して、犯罪や非行の防止と立ち直りを支えることを目的とする「社会を明るくする運動」を実施してきました。

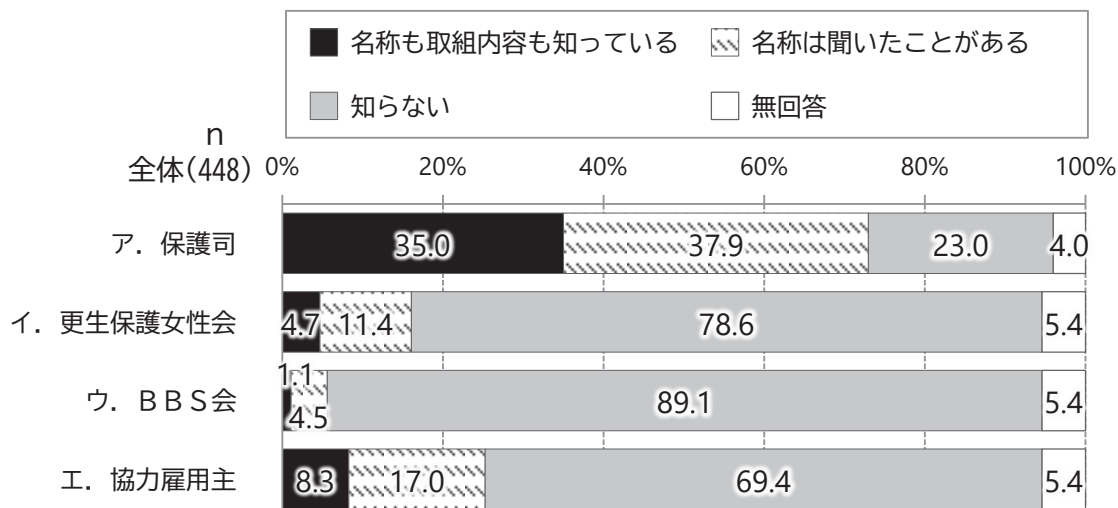
しかしながら、アンケート調査をみると、言葉を聞いたことがある人は6割弱で、そのうち、運動に参加したことがある人は、3.6%とごくわずかに留まります。

今後も保護司をはじめ、関係機関や関係団体等と連携して、地域社会で孤立することなく、必要な支援を受けながら社会復帰を果たす環境づくりを進める必要があります。

#### ■社会を明るくする運動の認知度



#### ■再犯防止に関わる言葉の認知度



## 再犯防止施策の対象者

対象者は、犯罪をした人、非行のある少年、非行少年であった人で、町内に居住する（居住が見込まれる場合を含む）人とします。これらは「再犯の防止等の推進に関する法律」に準じています。

## 今後の方向性

今後は、「社会を明るくする運動」を通じた広報・啓発を継続し、地域住民の理解と参加を促すとともに、保護司やボランティア等の民間協力者の活動を支援します。また、青少年の健全育成や非行防止に取り組み、地域ぐるみで再出発を応援する環境づくりを進めます。

そのほか、再犯防止のための適切な支援につなげるため、居住支援、就労支援をはじめとする福祉的な支援の実施、関係機関との情報共有を図ります。

## 施策を支える主な事業

<b>■社会を明るくする運動の推進</b>
社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。本町では、再犯防止月間である毎年7月に西多摩地区保護司会、更生保護女性会等と協力して社会を明るくする運動のキャンペーンを実施します。
<b>■民間協力者の活動支援</b>
毎年10月に開催される奥多摩ふれあいまつりの会場にて、再犯防止に関する啓発物品の配布を保護司と奥多摩中学校の生徒が連携して実施します。
<b>■青少年対策地区委員会の充実</b>
あいさつ運動を中心とした啓発を行い、地域社会の連携を深めることで、地区委員会への活動支援を行います。
<b>■青少年育成のための講演会</b>
青少年の健全育成を図るため、毎年7月に「青少年応援プロジェクト@奥多摩」として、講演会を継続実施します。
<b>■自立相談支援機関との連携</b>
生活困窮者自立支援法に基づき設置された「西多摩くらしの相談センター」では、自立相談支援事業（支援プランの作成）や就労準備支援事業（プログラムにより就労に向けた支援や就労機会の提供）、就労訓練事業、さらに、居住支援である住宅確保給付金、居住支援事業等を行っており、町においても連携して就労支援を行います。

## 第2章 多様な主体との協働によるささえあいの地域をめざして

基本施策



### 2-1 人づくり・連携づくりの強化

**望ましい姿** 思いやりの心を持ち、地域の一員として、助け合い意識のもと、ボランティア活動等ができます

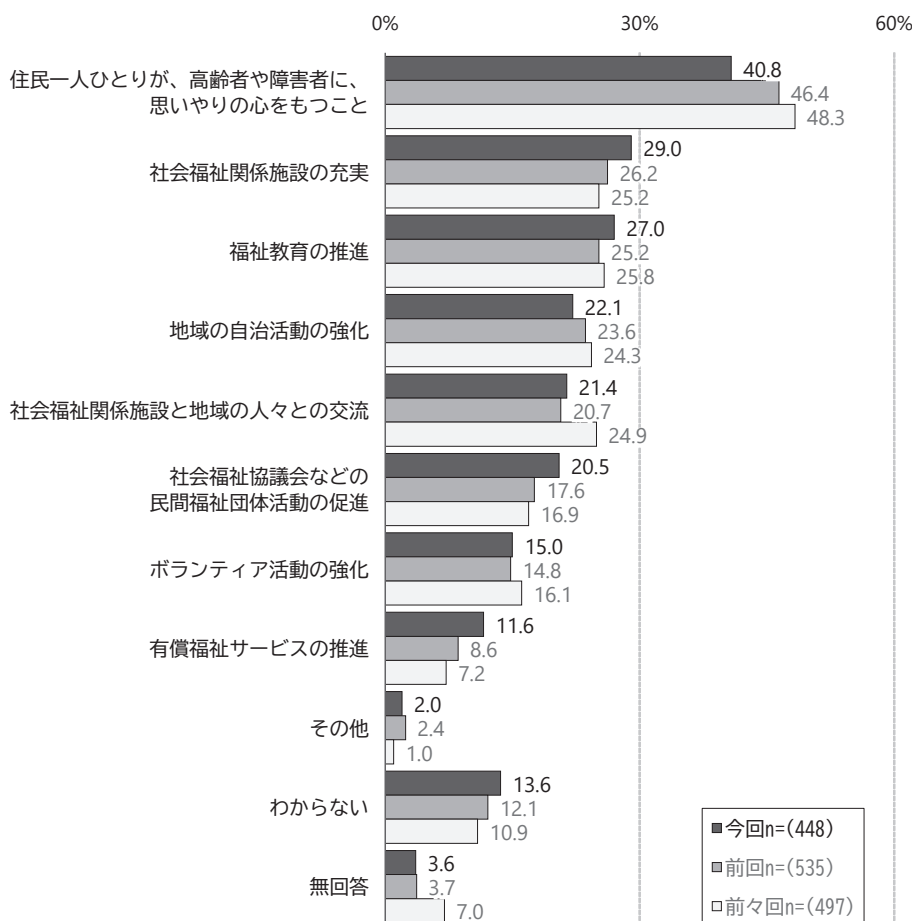
#### (1) 福祉・人権教育の推進

##### 現状と課題

町では、専門職などによる出前講座等を通じて、福祉・人権に関する啓発活動を行っています。小・中学校における福祉教育において、児童・生徒に対し福祉の心を育むことを目的に、施設への訪問やふれあい交流活動を行っています。地域においては、地域の助け合い意識を高めていくことを目的に、講座や講演などを通して意識の啓発に努め、ボランティア活動の実践へとつなげています。

アンケート調査によれば、地域の社会福祉を進めるうえで重要なことは、「住民一人ひとりが、高齢者や障害者に、思いやりの心をもつこと」が4割と最も多い一方、回答割合は減少傾向です。このため、意識啓発や福祉教育の取組は今後さらに推進していく必要があると考えられます。

##### ■地域の社会福祉を進めるうえで重要なこと（複数回答）



## 今後の方向性

子どもの学びの支援から地域住民に対する生涯学習の取組まで、教育分野と社会福祉分野が重なり合う福祉教育を継続して進めます。また、多様性の尊重や人権への理解を社会全体で高めていく必要性が一層重視されていることから、学校教育、社会教育など、あらゆる機会を利用した意識啓発、多文化共生や多様性に対する理解の促進等を通じて、福祉・人権教育を進めます。

## 施策を支える主な事業

<b>■各種制度に関する普及・啓発の推進</b>
高齢者福祉や介護サービス、障害者総合支援法関連については、制度改正により内容が複雑化しているため、利用方法等の周知を強化します。 「広報おくたま」や町ホームページ等を活用した制度周知に加え、地域や団体からの様々な要望に応じて専門職などによる出張講座等を通して、制度の周知、普及啓発、サービス利用のサポートを行います。
<b>■学校・地域における福祉教育の推進</b>
学校教育活動での交流や、ボランティア活動など、地域との交流のなかで福祉教育を推進するとともに、生涯学習の場を通じて、福祉講演会、福祉学習教室を開催し、福祉教育を推進します。 小・中学校においては、職業（職場）体験学習の場として町内に4施設ある特別養護老人ホームや保育園等の福祉施設を指定し、福祉・職場体験・異世代交流の場づくりを進めるとともに、認知症サポーター養成講座などを取り入れながら推進します。
<b>■障害に対する理解の促進</b>
障害に対する正しい理解を深めることができるよう、各種イベントの開催や啓発活動に努めるとともに、障害者が地域活動に参加・交流でき、困っている時には周りの人がサポートできる環境づくりや障害者差別解消法等の周知の促進に努めます。
<b>■多文化共生や多様性に対する理解の促進</b>
男女共同参画意識の啓発を図るとともに、外国人や性的少数者などの多文化共生や多様性の視点をもって各種取組を進めます。 また、誰でも地域社会や家事・子育て・介護などへ積極的に参加できる社会づくりを推進します。

## (2) 地域の担い手づくり

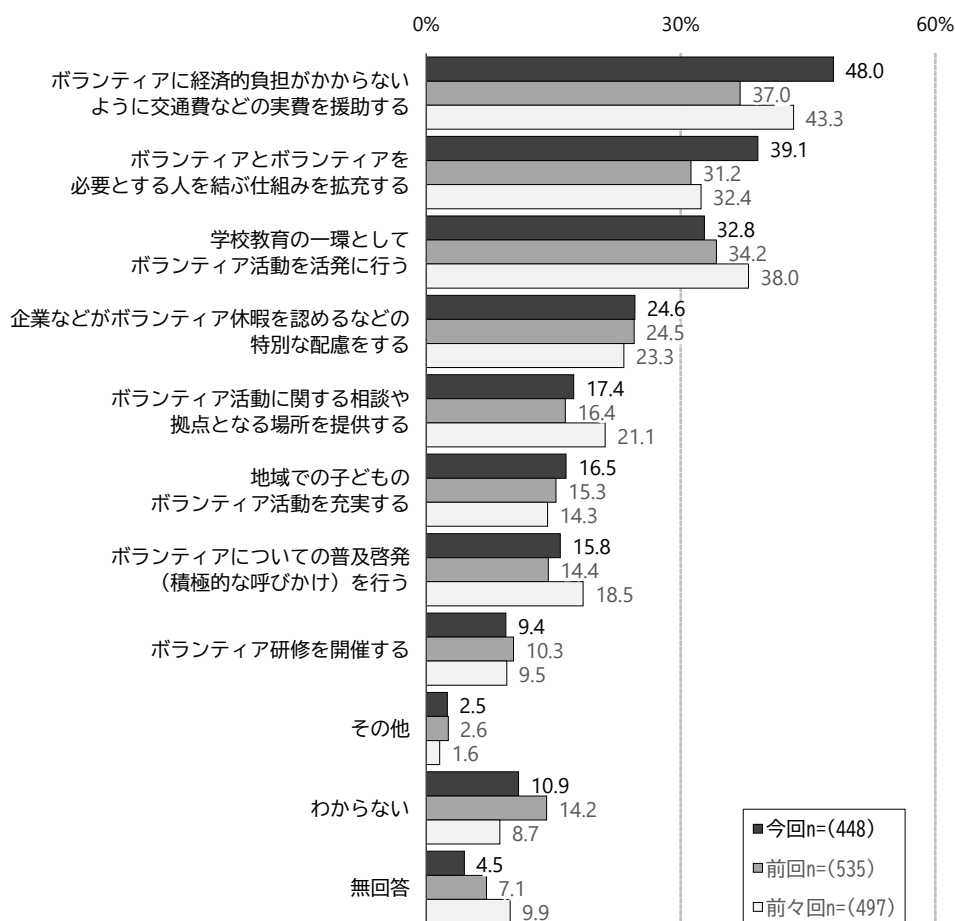
### 現状と課題

町では、「ボランティア団体代表者連絡会」等による相互連携の場づくりや、「ボランティア・センターおくとま」を中心に活動支援、情報提供、人材育成支援などを進めています。また、地域ささえあいボランティア事業は、近年利用件数が増加傾向にある一方、自家用車を使用したサービスを提供可能な特別会員の確保が課題となっています。

アンケート調査によれば、今後ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととして、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が5割弱と最も多く、次いで「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」と続いています。特に「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」は回答割合が過去2回の回答結果より大きく増加しており、ボランティアのあり方についてのさまざまな課題がうかがえます。

さらに、町には多くの自治会がありますが、住民相互の交流を促進するため、健康づくり事業を自治会単位で実施するなどの取り組みを行い、次代の地域の担い手づくりを支援しています。自治会の存続に向け、引き続き運営・運用方法の改善や負担軽減を検討することも重要です。

### ■今後、ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと（複数回答）



## 今後の方向性

地域活動等に参加しやすいような社会的な環境整備や、活動団体における受け入れ体制を整備するとともに、ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能の強化、多様な主体によるボランティアの育成支援や地域活動の活性化等を通じて、地域の担い手づくりに取り組みます。

## 施策を支える主な事業

<b>■ボランティア・住民活動の育成支援</b>
ボランティア団体や各種サークルが行う地域活動を支援し、住民活動の活性化を図ります。 「ボランティア団体代表者連絡会」等による相互連携の場づくり、リタイア期等の適時にボランティア参画を促す情報提供等を進めます。
<b>■ボランティア・センターおくたまの充実</b>
福祉会館内に設置されている「ボランティア・センターおくたま」において、ボランティア活動に必要なスペースと機材を配置し、利用者の利便性向上を図るとともに、ボランティア保険掛金助成、ボランティア団体活動費助成、ボランティア活動普及事業補助金などの活動支援の充実と、地域活動参加促進の交流の場として「ボランティアの集い(意見交換会)」の実施を図ります。
<b>■ボランティアの人材育成</b>
町内外問わず、ボランティアを始めたいと思っている人が実際の活動につながるよう、各種情報提供やきっかけづくり等の取り組みへの支援を行い、地域活動の活性化を図ります。 また、ボランティア団体や地域のリーダー的人材を発掘・養成するとともに、ボランティアコーディネーターなど専門的知識を持った人材やボランティア団体の後継者を育成するため、研修会や新たな講座の開催を推進します。
<b>■ボランティア養成事業の実施</b>
幅広い年齢層を対象に夏体験ボランティア、手話・点字・指圧講習会など各種講習会の開催をはじめ、多様なニーズに対応できるボランティアの発掘・育成を図ります。
<b>■地域ささえあいボランティア事業の普及・促進</b>
高齢者等の「援助を受けたい人」(利用会員)に対して、医療機関、買い物等の送迎、見守り等を「援助できる人」(協力会員)がサポートする有償ボランティア制度により、社会参画や外出の支援を行います。制度のPRと協力会員の確保を図り利用の促進に努めます。
<b>■自治会活動の支援</b>
自治会活動の活性化を図るため、活動拠点の整備や保健推進活動への支援、森林セラピー健康づくり事業の自治会単位での実施等を通じて、住民相互及び自治会内での交流を促進することにより、次代の地域の担い手づくりを支援します。 また、自治会活動の担い手の高齢化等により生じる様々な問題を解決するための活動に対して支援が受けられるように、自治委員会議や意見交換会等を通じて町と各自治会との連携を強化し、情報共有体制の充実を図ります。
<b>■福祉・介護人材の確保・育成</b>
地域包括ケアシステムの構築を推進するため、福祉・介護人材の確保、育成・定着支援に関する総合的な取組を進めます。

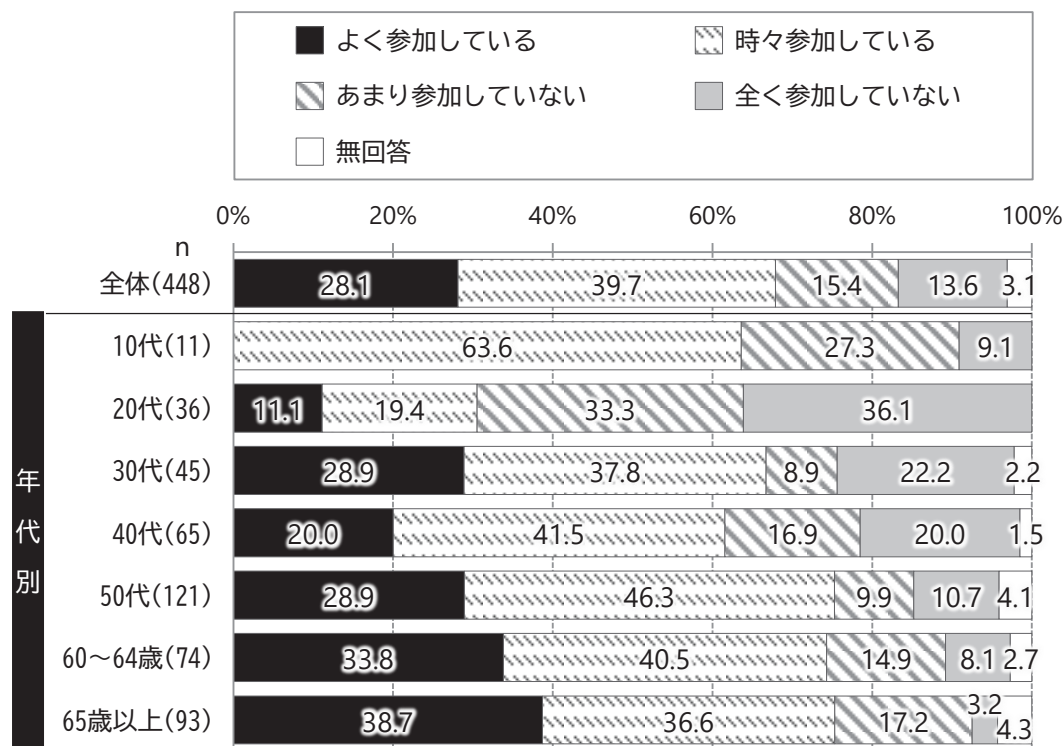
### (3) 関係団体との連携強化

#### 現状と課題

町では、地域で活動する活動団体や各種会議体、各種障害者支援団体、民生・児童委員協議会との連携を図っています。また、健康づくりに向けては、健康づくり推進協議会、保健推進員活動の充実を図っており、令和5年度から、保健推進員を各地区から各2名の公募制に変更した結果、会議ではより保健推進員の意見を反映した事業を実施することができました。

アンケート調査によれば、地域の行事や活動へ参加している割合は、全体で約7割弱と一定数確保されているものの、参加者は高齢者が中心であり、若い世代や子育て世帯の参加が伸び悩んでいる状況がうかがえます。こうしたことから、地域活動を支える担い手の高齢化や偏り、関係団体間の連携体制のさらなる強化が今後の課題となっています。

#### ■地域の行事や活動への参加



#### 今後の方向性

今後、高齢化の一層の進行に伴い、支援が必要な世帯の増加が見込まれるなかで、町民にとって最も身近な民生・児童委員や、保健推進員、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員などの負担増加が予想されます。そのような状況でも、大規模災害の対応や見守り、相談、健康づくり等の活動を充実していくため、民生・児童委員、保健推進員、ボランティア団体等と自治会との連携の仕組みを構築し、関係を強化することで、住民福祉の向上に努めていきます。

## 施策を支える主な事業

<b>■分野別の相談支援の充実及び連携強化</b>
高齢者の総合相談、子どもの総合相談、母子健康相談、障害者一般相談、生活総合相談などの相談支援は、分野別対応だけでなく、分野を超えた横の連携により、関係機関への取り次ぎなどを通じて総合的な対応を行います。
<b>■分野別計画の推進主体である各種協議会等との連携</b>
健康づくり推進協議会、食育推進協議会、いのち支える自殺対策推進協議会、障害者自立支援協議会、介護保険運営協議会、子ども・子育て会議等、地域福祉の推進に向けて、分野別計画の推進主体である会議体との連携を図ります。
<b>■障害者支援団体との連携</b>
身体障害者福祉協会、精神障がい者のつどい「なごみの会」やNPO法人「タンポポの会（障害者(児)を支援する団体）」の当事者団体、社会福祉協議会、地域活動支援センター等との相互の連携を強化し、活動の支援や事業を行います。 また、障害者支援の専門職が連携し、支援体制のより一層の強化を図ります。
<b>■民生・児童委員協議会との連携</b>
各地区の民生・児童委員が、関係機関と連携して、各種相談・支援や見守り等を行います。 また、委員の確保をはじめ、住民の相談等が多様化していることから、より一層、民生・児童委員協議会と関係機関との総合的な連携体制の構築を図ります。
<b>■保健推進員との連携</b>
保健推進員と連携して、地域住民の健康意識の向上を目指し保健活動を行います。 また、保健推進員全体会を通じて活動内容の説明、健康づくりや保健情報の提供、相互の連携強化を図り、地域の情報の共有化に努めます。
<b>■ボランティア・センターとの連携</b>
ボランティア・センターがボランティア活動の情報・連携の中核を担い、施設のボランティアコーディネーター、自治会、老人クラブ等との連携を密にし、ボランティアニーズの発掘、ボランティア団体同士の連携による活動促進の支援に努めます。
<b>■居宅介護支援事業所との連携</b>
地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携し、ケアマネ連絡会等で、情報交換・共有、ケアプラン点検等を行い、介護支援専門員のスキルアップを図ります。 また、ひとり暮らしや認知症高齢者の増加に伴い、町内の居宅介護支援事業所の体制強化と町外からの居宅介護支援事業所の参入を引き続き促進します。



**望ましい姿** 地域とのつながりを大切にし、仲間と会える居場所があり、同世代や異世代の人と交流・ふれあう機会があります

### (1) 交流機会・社会参加の拡充

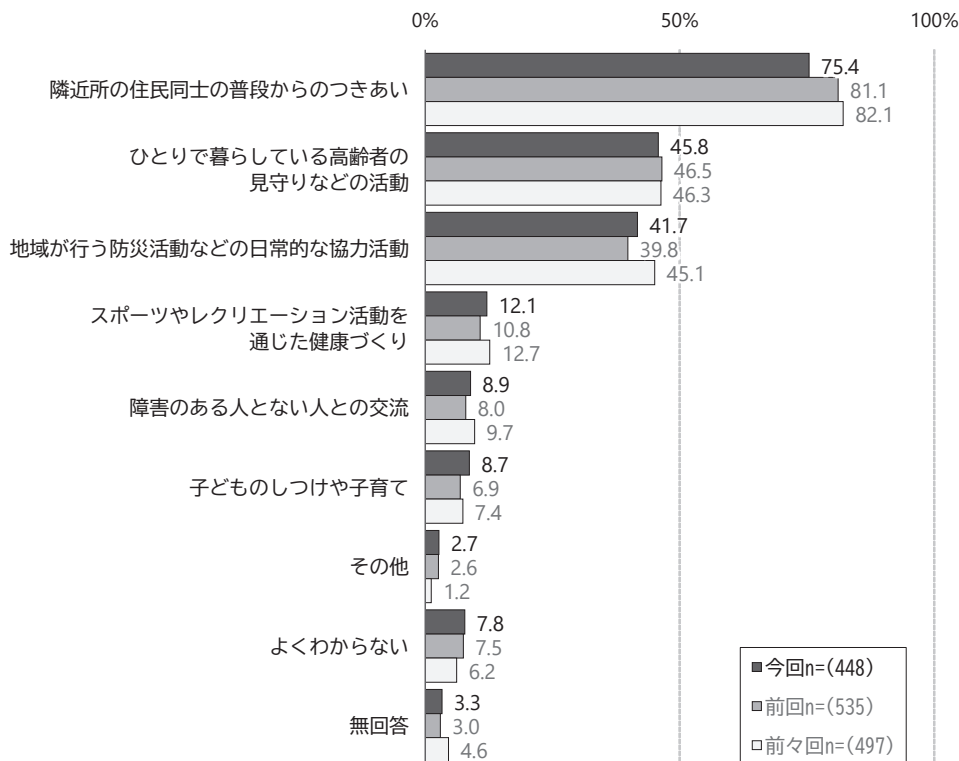
#### 現状と課題

町では、地域の多様な居場所づくりとして、福祉会館の活用、「ボランティア・センターおくたま」における交流の場の提供、生活館・コミュニティーセンターの利用促進を行っています。また、地域のささえあい、助け合い事業を進めています。「OKUTAMA お太助隊」やサロン事業等の地域活動を推進し、居場所づくりにも努めています。

アンケート調査によれば、地域の人々の支え合いに必要なことでは、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が7割半ばで最も多くなっていますが、過去2回の調査結果から減少傾向にあり、地域のつながりの希薄化がうかがえます。全国的には、孤独・孤立の深刻化が課題となっており、町でも社会とのつながりに不安を抱える人へのサポートが求められています。

今後も、日常的な交流や見守り、協力活動など、人と人とのつながりや交流を推進し、地域での生活における重要性の意識付けが必要です。

#### ■地域の人々の支え合いに必要なこと（複数回答）



## 今後の方向性

住民の主体的な地域福祉活動を促進するため、子どもから高齢者、障害者、ひきこもりの方などの関係人口を含めた多様な人が利用しやすい地域の居場所や集う機会の充実を図るとともに、住民との交流・参加機会とをつなげる橋渡しの機能を構築します。また、既存の施設などを活用した地域の集いの場づくりを進め、交流機会と社会参加の拡充を目指します。

## 施策を支える主な事業

<b>■福祉会館の活用の推進</b>
社会福祉協議会ホームページにおいて、福祉会館の予約状況、電話による仮予約の受け付け、情報提供を充実し、福祉会館の活用を推進します。 また、駐車場の確保の検討や利用者ニーズに応じ機能訓練室の機器等の充実を図ります。
<b>■ボランティア、交流事業等の充実</b>
「ボランティア・センターおくたま」において、住民が気軽に参加し、情報交換や世代を超えた交流の場を確保するため、ボランティアの集いを開催します。 また、保育園で実施している食事会や自立支援協議会による講演会など、高齢者や障害者の方が普段触れ合うことの少ない方々との交流機会の充実を図ります。
<b>■地域のささえあい、助け合い事業の推進</b>
当事者団体や地域団体の活動を支援し、高齢者等の孤立を予防するとともに、民生・児童委員活動において地域から出された相談や問題に対し、関係機関と連携して、問題解決を図ります。 また、高齢・障害者世帯など一人で外出することが困難な方への買い物支援、医療機関送迎支援、見守り支援等を住民同士で支え合う「地域ささえあいボランティア事業」の普及、利用の促進により、高齢・障害者との交流機会の創出を図ります。
<b>■生活館・コミュニティーセンターの利用の推進</b>
保健師や管理栄養士等が健康づくり情報の提供を行う元気アップおくたま事業等について、町内全域での実施、参加の促進に努めます。 生活館等は各自治会によって管理されていますが、福祉団体の利用促進や、サロン事業等の実施により幅広い分野での利用を推進します。また、事業実施の際に、生活館までの移動手段の確保など、施設の利用を推進するための環境整備を検討します。
<b>■サロン事業等の地域活動の推進</b>
社会福祉協議会をはじめ、各自治会や老人クラブと民生・児童委員、地域のボランティア等の連携・協力により、おしゃべり会・料理会・健康体操等をはじめとしたサロン活動を支援し、子どもから高齢者、ひきこもりの方なども含めた、多様な人々が参加したくなるような居場所の創出を進めます。

## (2) 生きがいがづくり・就労・居住支援

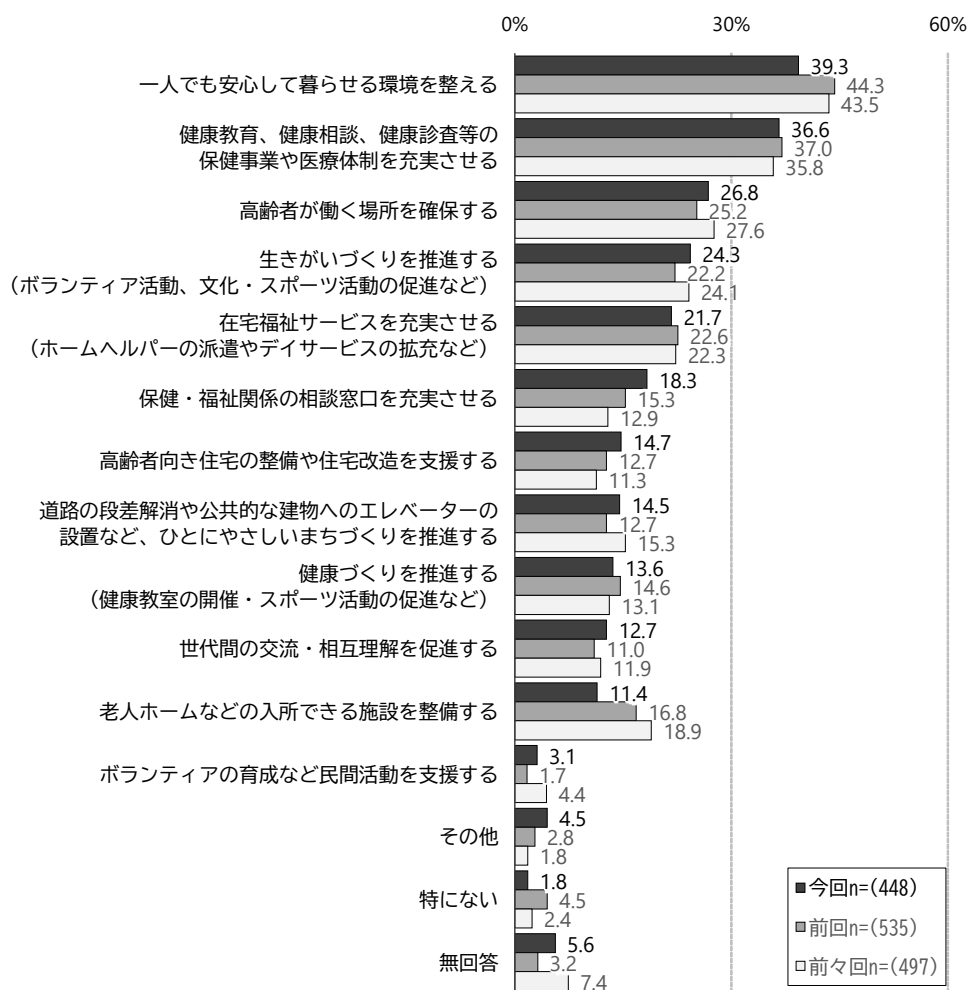
### 現状と課題

町では、高齢者の就労の場や就労機会の拡充など高齢者の生きがいとなる活動の支援を行っています。障害者についても、就労サポート事業を立ち上げ、障害者就業・生活支援センターと連携しながら支援を行い、必要に応じて障害者職業センターとも連携し相談に対応しています。

アンケート調査によれば、活力のある地域づくりに必要なこととして、3番目に「高齢者が働く場所を確保する」、4番目に「生きがいがづくりを推進する」と上位に挙げられており、就労的活動や生きがいがづくりの場の充実がより求められることが予想されます。

一方で、ひきこもりの長期化・高齢化や、社会との関わりが希薄となり支援につながりにくい人への包括的な支援の必要性が指摘されており、国においては、就労準備支援や段階的支援の強化が進められています。町においても、「西多摩くらしの相談センター」と連携し、支援プランの作成や就労に向けた支援など、生活困窮者自立支援制度を活用した相談支援を継続して実施しています。

### ■活力のある地域づくりに必要なこと（複数回答）



## 今後の方向性

誰もが生きがいを持ち、地域とつながりながら日常生活を過ごすことができるよう、引き続き生きがい対策を推進します。また、多様な背景を持つ人や、直ちに就労が困難な方に向け、「西多摩くらしの相談センター」での就労支援制度・居住支援の活用のため、普及・相談に取り組みます。

## 施策を支える主な事業

<b>■シルバー人材センターの活動促進</b>
シルバー人材センターへの町から事務委託や補助金の交付などにより安定的な事業運営を図り、就労の場や機会の拡充など高齢者の生きがいとなる活動を支援します。 また、高齢者の知識や経験を活かせる新たな事業の創設や、特に団塊の世代の会員確保とニーズに即した活動の促進に努めます。
<b>■自立相談支援機関との連携（再掲）</b>
生活困窮者自立支援法に基づき設置された「西多摩くらしの相談センター」では、自立相談支援事業（支援プランの作成）や就労準備支援事業（プログラムにより就労に向けた支援や就労機会の提供）、さらに、居住支援である住宅確保給付金、居住支援事業等を行っており、町においても連携して就労支援を行います。
<b>■障害者就労支援事業の充実</b>
障害者の身近な就労相談窓口として、就労の機会拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、障害者就業・生活支援センター等と連携し、身近な地域において就労と生活を総合的にサポートし、自立と社会参加の促進と充実を図ります。
<b>■福祉施設（事業所）等への雇用斡旋</b>
福祉施設（特に特別養護老人ホーム）においては、人材不足が常態化し、常に職員を募集している状況であることから、ハローワークと連携しての求職者支援、就職面接会の会場設定等、町が間に入り住民や移住希望者と福祉施設（事業所）の就職の斡旋を行います。 また、福祉分野だけに限らず観光分野等を含め、定住促進のための就労支援の推進を図ります。

### 第3章 心身ともに豊かな生活をめざして

基本施策



#### 3-1 ころとからだの健康づくり

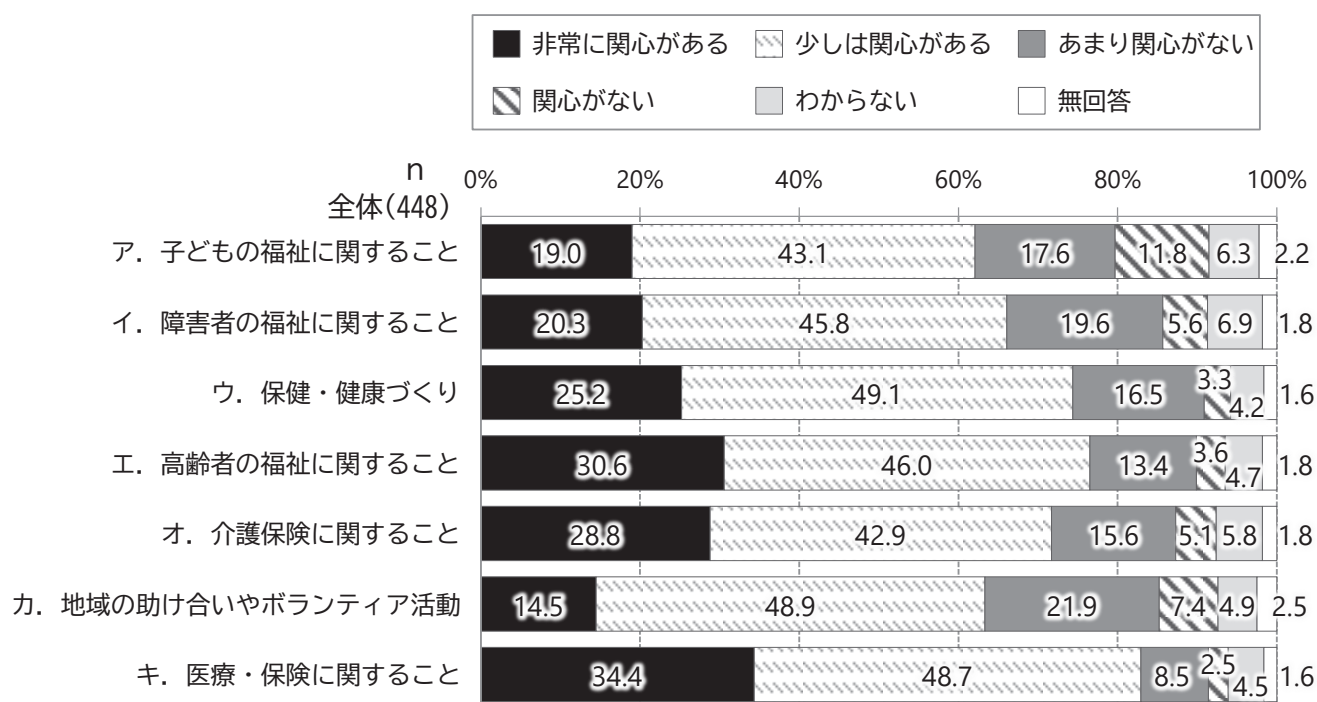
##### (1) 健康増進計画との連携推進

###### 現状と課題

町では、「第4期奥多摩町健康増進計画・食育推進計画」を令和7年3月に策定し、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりの指標である「健康寿命の延伸」の達成を目指して、保健・健康づくりに関する各種取組を進めています。

アンケート調査によれば、関心のある福祉分野において、保健・健康づくりは、医療・保険に関すること、高齢者の福祉に関することに次いで3番目に関心度は高くなっています。

###### ■関心のある福祉分野



###### 今後の方向性

「一人ひとりが主役になってころとからだの健康づくりに取り組む元気なまち」を基本理念として掲げ、「健康寿命」の延伸・健康格差の縮小を目指します。町の自然や地域資源を有効活用しながら、「誰一人取り残さない」健康づくり・食育の推進を食育推進計画と一体的に施策を展開していきます。

###### <基本目標>

- 基本目標1 健康づくりの意識の啓発と環境づくり
- 基本目標2 「食」と「運動」を中心とする健康な生活習慣づくり
- 基本目標3 生活習慣病対策の推進

## 地域福祉との連携が重要な事業

### ■森林セラピー健康づくり事業

奥多摩の豊かな自然を町外にPRするための「森林セラピー事業」を、町民の生活習慣病予防と健康増進のため、町民向けに活用している事業です。

広く全町民から参加者を募り、1ツアー20名程度を上限としています。ツアーはガイド付きの1日ツアーで、半日はガイドウォーク、半日は各種体験を行います。令和4年度からは年間20回実施し、一般社団法人おくたま地域振興財団が町の委託を受けて実施しています。

参加者はリピーターの方が多いため、新規参加者を増やすために検討する必要があります。

### ■「元気アップおくたま事業」

地域の「生活館」等に専門職（保健師・管理栄養士・理学療法士・歯科衛生士など）が出向いて、参加者の健康チェックや相談対応、健康教育などを実施しています。定期的に生活館等に集まることで居場所づくりに貢献し地域活動を推進しています。

年間を通して、町内18か所で実施しています。令和6年度は、1か所につき年間4～5プログラム、合計で78プログラムを実施してきました。

1プログラムは、半日単位で健康講話、健康診査結果による健康相談、体操またはミニ体力測定などの内容です。

## (2) 食育推進計画との連携推進

### 現状と課題

町では、「第4期奥多摩町健康増進計画・食育推進計画」を令和7年3月に策定し、健康寿命の延伸につながる食育の取組を進めています。

### 今後の方向性

健康増進計画と同様に「一人ひとりが主役になってこころとからだの健康づくりに取り組む元気なまち」を基本理念に掲げ、食を通じた健康づくりを健康増進計画と一体的に施策を展開していきます。

#### <基本目標>

- 基本目標1 食育の普及と地域活動への支援
- 基本目標2 生涯にわたる健康的な食生活の推進
- 基本目標3 体験型食育と地産地消の拡大

### 地域福祉との連携が重要な取り組み

<b>■食育講習会</b>
食を通じた健康の維持・増進を目的に、生活習慣病予防や行事食などをテーマにした調理実習や栄養講話を行っています。 季節に合わせてひな祭りをテーマとした料理を作ったり、ヘルシー体操とコラボしてフレイル予防をテーマに、たんぱく質が多くとれるレシピの栄養講話を行い、食の楽しさや健康づくりの推進に貢献しています。
<b>■食育推進活動事業</b>
町民の健全な食生活の実現、伝統食文化の継承、健康の確保を図ることを目的として、令和元年度より町内で食育推進活動に取り組む食育サポーターの会に補助金を交付することで、町内における食育の推進を図っています。サポーターの会では子どもから高齢者までの幅広い世代へ向けた食育活動の実施、さらにその活動から地域交流、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保を図ることを目的とした活動を行っています。

### (3) 自殺対策推進計画との連携推進

#### 現状と課題

町では、「奥多摩町のいち支える自殺対策計画 第2期」を令和6年3月に策定し、「気づきあい 支えて守る 尊いいのち」を基本理念に掲げ、地域や関係機関と連携し自殺対策に取り組み、自殺者を生み出さないよう、自殺対策を進めています。

#### 今後の方向性

「気づきあい 支えて守る 尊いいのち」を基本理念に掲げ、関係機関との連携強化を図るとともに、地域全体で、気づき・声かけ・つなぐ・見守るという温かい関係の構築の強化に努め、町内の官庁や事業所への働きかけ等、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策に取り組みます。

##### <基本方針>

- 基本方針1 自殺対策強化に向けた全町的な取組の推進
- 基本方針2 社会や経済環境の変化にも対応する自殺防止対策の強化
- 基本方針3 超高齢社会を見据えた自殺防止への取組の強化
- 基本方針4 次代を支える子どもへの自殺対策の強化
- 基本方針5 明るく・自殺をさせないまちづくり

#### 地域福祉との連携が重要な取り組み

<b>■いのち支える自殺対策推進協議会との連携・協議</b>
いのち支える自殺対策推進協議会を定期的に開催し、当町の自殺対策の具体的な取組を協議または実行します。
<b>■ゲートキーパー養成講座の参加促進</b>
講座の工夫及び、チラシの全戸配布等周知に努めます。また、地域や各種団体等からの要望があった際には地域に出向き、普及啓発に努めます。住民一人ひとりが自殺を防ぐ当事者意識をもってもらうことにより、住民からの相談や情報提供に適切に対応することにより、自殺防止につなげます。
<b>■自殺防止標語募集の実施</b>
住民から自殺防止に向けた標語募集事業を実施し、その標語を町の自殺対策事業で活用します。



## 3-2 福祉サービスの充実

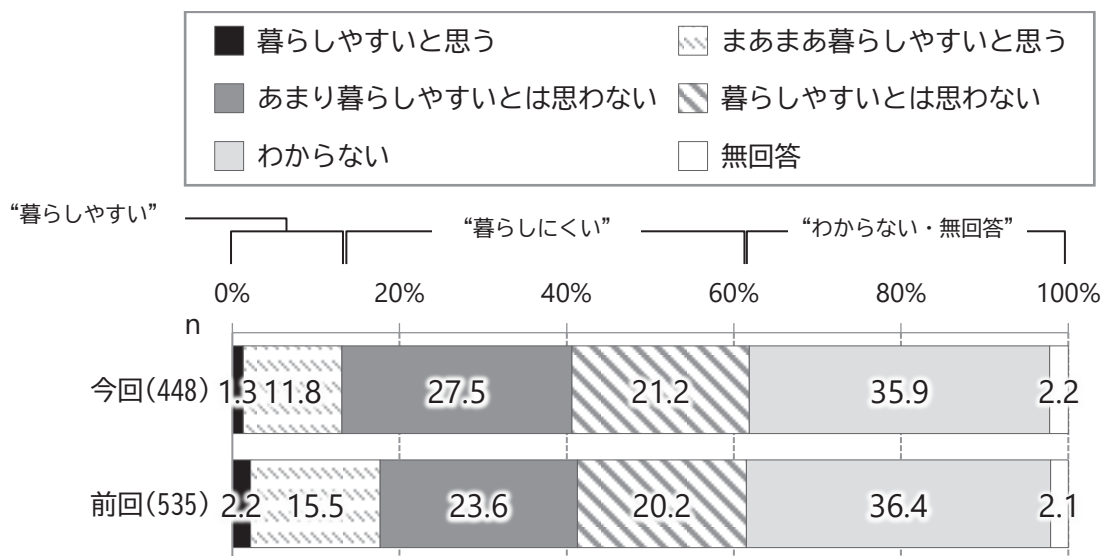
### (1) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画との連携推進

#### 現状と課題

町では、「奥多摩町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を令和6年3月に策定し、「ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩」を目指して、各種施策を展開しています。

アンケート調査によれば、一般住民からみた「障害のある人の町の暮らしやすさ」は、“暮らしやすい”と思う層は13.1%と前回結果より低くなっており、子育て世代（52.4%）、高齢者（26.7%）に比べて低い割合となっています。

#### ■障害のある人のまちの暮らしやすさ



#### 今後の方向性

障害施策における町民・地域・町の共通の目標として「ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩」を基本理念に掲げ、すべての人が地域の中で安心して生活できるよう、基本理念のもとに障害福祉施策の充実を図り、自分らしく暮らしていけるよう必要な福祉サービスを提供するための取組を進めます。

##### <基本目標>

- 基本目標1 安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標2 いきいきと参加するまちづくり
- 基本目標3 支えあい、ともに生きるまちづくり

## 地域福祉との連携が重要な取り組み

<b>■障害福祉サービスの充実</b>
障害者が地域の中で自立し、自分らしく暮らしていけるような総合的な支援体制の構築をめざし、今後も障害者総合支援法に基づくサービスの適切な提供に努めます。併せて障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する方の地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により適切な支援を行う自立生活援助を行います。 また、既存グループホームとの連携体制や、重度化や高齢化に対応する取組みの支援について検討します。
<b>■避難確保計画等の充実及び個別避難計画の実施</b>
障害者など要配慮者利用施設における、避難等の計画について、関係課との連携により避難訓練やその他の支援について充実に努めます。また、福祉避難所開設・運営訓練についても、計画的に実施するとともに、特に優先度の高い方から個別に避難プランの作成を行います。
<b>■地域活動支援センターの充実</b>
地域活動支援センターでは、創作活動、生産活動の機会の提供を継続します。福祉会館やこども家庭センター内の喫茶コーナーでの接客・販売等、障害者の活動の場を確保するとともに、様々なレクリエーション等を通じて、社会との交流促進を図っていくなど地域活動支援センターのさらなる充実に努めます。
<b>■障害に対する理解の促進</b>
障害に対する正しい理解を深めることができるよう、各種イベントの開催や啓発活動に努めるとともに、障害者が地域活動に参加・交流でき、困っている時には周りの人がサポートできる環境づくりに努めます。
<b>■障害者自立支援協議会の充実</b>
障害者の地域生活を支援するため、障害者福祉に係る関係機関が情報を共有し、課題解決等、様々な協議を行います。困難事例の協議、計画の進捗状況管理等、今後もさらなる充実に努めます。 また、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムや医療的ケア児支援に関する保健・医療・障害福祉関係者の協議の場として活用し、相談・支援の充実に努めます。

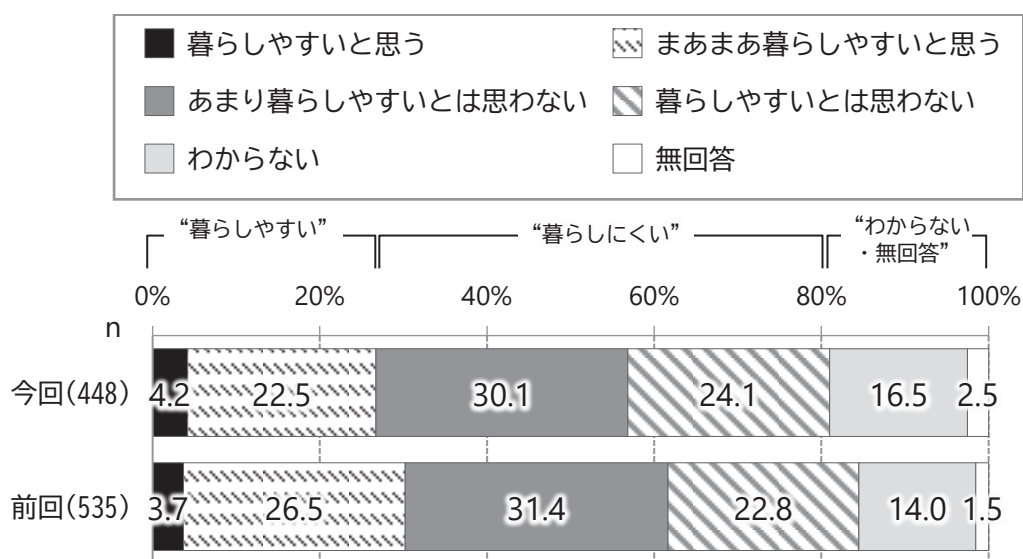
## (2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画との連携推進

### 現状と課題

町では、「奥多摩町地域高齢者支援計画（高齢者福祉計画）（第9期介護保険事業計画）」を令和6年3月に策定し、「高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくり」を掲げ、各種施策に取り組んでいます。

アンケート調査によれば、一般住民からみた「高齢者の町の暮らしやすさ」は、“暮らしやすい”と思う層は26.7%で前回結果より低くなっていますが、子育て世代（52.4%）に次いで高い割合となっています。

### ■高齢者のまちの暮らしやすさ



### 今後の方向性

在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備など地域包括ケアの推進に向けた方向性を承継しつつ、住み慣れた地域で、自助・共助による地域づくりの視点を強化し、基本目標の達成と地域包括ケアの推進を図ります。

#### <基本目標>

- 基本目標1 高齢者が安心して暮らせる地域づくり
- 基本目標2 高齢者の生きがいづくり
- 基本目標3 適切な介護サービスの確保（第9期介護保険事業計画）

## 地域福祉との連携が重要な取り組み

<b>■成年後見制度利用者支援事業</b>
成年後見推進機関を設置し、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な方を支援するため、成年後見制度の利用を促進します。
<b>■認知症地域支援推進事業</b>
認知症支援の拠点を設置し、軽度認知障害や認知症の初期段階から支援ができる地域づくりを推進します。
<b>■シルバー人材センター補助事業</b>
シルバー人材センターへ、町から補助金を交付することで安定的な事業運営を図り、就労の場や就労機会の拡充など高齢者の生きがいとなる活動を支援します。
<b>■筋力向上トレーニング施設事業</b>
高齢者が日常的に筋力トレーニングを行うことのできる施設を設置し、高齢者の筋力維持・強化による生活の質の向上及び、介護予防・フレイル予防の推進を図ります。
<b>■長寿ふれあい食堂推進事業</b>
地域の高齢者の会食を通じた交流の場を確保し、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を図っています。

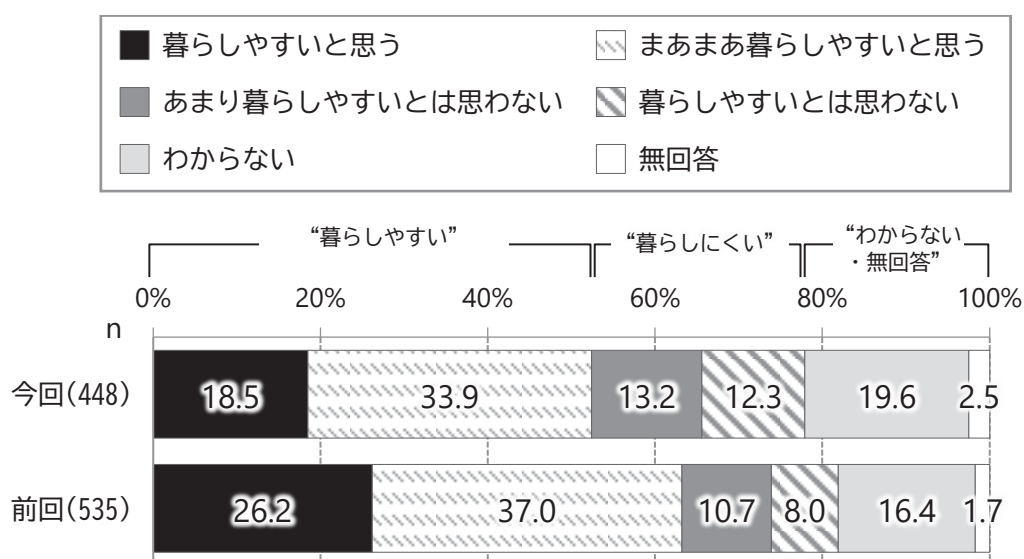
### (3) こども計画との連携推進

#### 現状と課題

町では、「奥多摩町こども計画」を令和7年3月に策定し、年齢や家庭環境、障がいの有無など個人の置かれている状況にかかわらず、本町の未来を担うすべてのこども・若者が、個性や多様性を尊重され、一人ひとりが自分らしく夢や希望を持ち、その夢を自由に表現しながら語り、実現することができるまちづくりを進めています。

アンケート調査によれば、一般住民からみた「子育て世代の町の暮らしやすさ」は、“暮らしやすい”と思う層は52.4%と前回結果より低くなっていますが、前述の高齢者(26.7%)、障害のある人(13.1%)、に比べて高い割合となっています。

#### ■子育て世代のまちの暮らしやすさ



#### 今後の方向性

「「夢を見る」すべてのこどもたちが「夢を語り」「実現できる」町 奥多摩をめざして」を基本理念とし、庁内関連部署の連携と事業の相乗効果を高め、子育て支援施策を一体的に推進します。

##### <方針>

- 方針1 こども・若者の権利を守り、健やかな成長を支援する
  - 方針2 ライフステージに応じた切れ目のない支援を実現する
  - 方針3 安心してこどもを産み育てられる環境を整備する
  - 方針4 若い世代の生活を整え未来への希望を実現する
- 子ども・子育て支援事業計画

## 地域福祉との連携が重要な取り組み

<b>■子ども・若者の権利の啓発</b>
社会全体に子ども・若者が権利の主体であることの共通認識を広げ、子ども・若者の最善の利益が考慮されるよう、周知・啓発のため取組を行う必要があります。
<b>■児童虐待防止対策の推進</b>
子どもの最善の利益が尊重される社会を目指すために、虐待による不幸な事態を起こさない、また虐待の早期発見など、地域住民、関係機関等へ児童虐待に関する周知・啓発を行う必要があります。
<b>■ヤングケアラーへの周知・把握</b>
ヤングケアラーについては、周りの人たちに見えにくく、子ども本人がヤングケアラーであるという自覚がないケースが多く、必要な支援が届きにくい傾向にあることから、ヤングケアラーに関する周知に取り組む必要があります。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 第1節 計画の推進体制

---

#### (1) 計画の普及・啓発

本計画を推進していくうえで、計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、住民をはじめとする計画に関わる人が共通認識をもつことができるよう、「広報おくたま」や町ホームページなどを活用し、広く周知し、普及・啓発します。

#### (2) 住民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

住み慣れた地域で支え合い・助け合える社会を実現させるためには、行政だけの取り組みだけでなく、地域住民との協働が不可欠となります。地域には多様な生活課題・福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域のなかで活動するNPOやボランティア、関係機関・団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

本計画に盛り込まれた施策等を庁内や関係団体、地域住民等が着実に展開していけるよう、地域福祉を担う主体の相互連携を支援し、それぞれの役割を果たしながら進めていきます。

#### (3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。社会福祉協議会は、より身近で具体的な地域福祉推進の先導役として、地域福祉活動計画（やまびこ計画）に基づき地域福祉の推進を図ることができるよう、町行政との連携を進め、活動の展開を支援していきます。

#### (4) 庁内体制の整備

地域福祉を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化・複雑化しています。保健・医療・福祉分野をはじめ、他の分野に関係する関係各課と横断的な連携を図り、施策の総合的な推進に取り組みます。

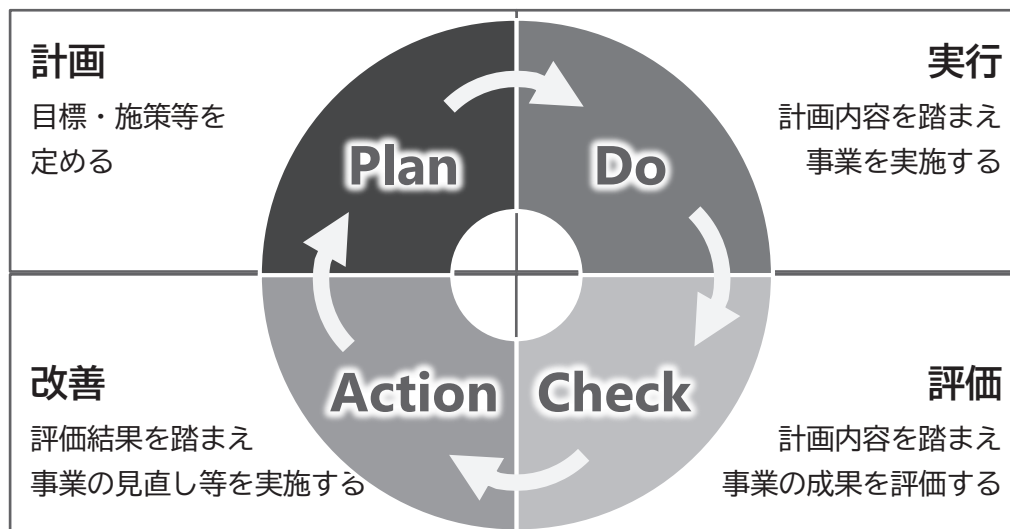
また、制度やサービスの多様化・複雑化等への対応を図る地域包括ケアシステムの充実をはじめ、全ての職員が、親身に相談に応じ、専門相談窓口やサービス利用への的確につなぐことができるように人材育成に努めます。

さらに、分野別計画との連携を図り、進めていくこととします。

## 第2節 計画の進捗管理

### (1) 計画の推進及び評価・進捗管理

本計画に基づく施策を推進するにあたっては、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、PDCA サイクルをまわし、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理及び評価に努めます。



# 資料編

# 1 策定の経緯

## (1) 諮問

奥福第319号  
令和7年7月14日

奥多摩町地域保健福祉計画  
検討協議会長 殿

奥多摩町長 師岡 伸公

奥多摩町地域保健福祉計画について（諮問）

奥多摩町地域保健福祉計画の策定にあたり、令和8年度から令和12年度までの、地域保健福祉分野の総合的な指針となる計画の策定について、奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会設置要綱に基づき設置された、貴検討協議会におきまして、協議・検討いただきたく、ここに諮問いたします。

## (2) 答 申

令和8年2月10日

奥多摩町長 師岡 伸公 殿

奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会  
会 長 木村 光恵

### 答 申 書

令和7年7月14日付奥福第319号で貴職より諮問のありました奥多摩町地域保健福祉計画について、当協議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

なお、この答申においては、基本的な考え方を示したものでありますので、今後、貴職の執行機関において補完整備をお願いいたします。

### 記

#### 1. 第6期 奥多摩町地域保健福祉計画



### (3) 会議等

年月日	会議等	議事等
令和7年 7月14日	第1回 地域保健福祉計画検討協議会	○地域保健福祉計画について ・計画の見直し主旨及び策定スケジュールについて ・調査（案）等について （地域保健福祉等に関する調査）
7月29日～ 8月22日	住民アンケートの実施 （地域保健福祉等に関する調査）	
12月16日	第2回 地域保健福祉計画検討協議会	・第6期地域保健福祉計画（案）について ・今後のスケジュールについて
令和8年 1月20日～ 1月30日	パブリックコメントの実施	
2月10日	第3回 地域保健福祉計画検討協議会	・パブリックコメントについて（報告） ・計画（最終案）について ・計画（概要版）について
2月10日	計画案の答申	・会長より計画案答申

## 2 奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会

### (1) 設置要綱

奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会設置要綱

平成4年1月24日

要綱第1号

#### (目的及び設置)

第1条 少子高齢化、過疎化の進行に伴い生じる様々な課題と健康寿命の伸長など住民の健康に関する喫緊の課題の解決に向け、町の地域保健福祉の総合的な指針となる計画の策定のため、奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、奥多摩町地域保健福祉計画の策定に必要な提言を行うものとする。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、福祉関係団体の代表者及び専門的知識を有する者等のうちから、町長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、提言答申の日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (小委員会)

第6条 会長は、協議会の効率的な運営を図るため、協議会に、小委員会を置き、審議を命ずることができるものとする。

2 小委員会は、会長の指名する委員で構成し、小委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、小委員会の委員の互選により定める。

3 委員長は、小委員会の事務を掌理し、小委員会の審議経過及び結果並びに運営等について、会長に報告しなければならない。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、小委員会の委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会及び小委員会の会議（以下「会議」という。）は、協議会は会長が、小委員会は委員長がそれぞれ招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席が無ければ開くことができない。

3 会長又は委員長は、必要に応じて関係者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第3条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成11年3月26日要綱第2号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日要綱第1号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月30日要綱第17号）

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

## (2) 委員名簿

奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会委員名簿

令和7年7月14日設置

◎会長 木村 光恵 ○副会長 宇佐美 隆子

	氏 名	役職・所属団体等
1	大澤 由香里	議会経済厚生常任委員長（退任：令和7年11月30日）
	原島 幸次	議会経済厚生常任委員長（就任：令和7年12月1日）
2	井上 大輔	奥多摩病院長
3	早田 紀子	西多摩保健所地域保健推進担当課長
4	◎ 木村 光恵	社会福祉協議会長
5	加藤 竜也	自治会連合会長
6	原島 二三和	民生委員・児童委員協議会長
7	○ 宇佐美 隆子	健康づくり推進協議会長
8	片倉 和彦	自立支援協議会長
9	志茂 剛之	子ども・子育て会議会長
10	河村 貴子	食育推進協議会長
11	清水 俊雄	教育課長

・事務局

	氏 名	役職・所属団体等
1	須崎 洋司	福祉保健課長
2	原島 賢一	福祉保健課福祉係長
3	矢作 綾子	福祉保健課主任
4	三浦 大輔	福祉保健課主事
5	齋藤 秀美	主任保健師

奥多摩町地域保健福祉計画

発 行 令和8年3月  
発行者 奥多摩町  
〒198-0212  
奥多摩町氷川1111 奥多摩町保健福祉センター  
編 集 福祉保健課  
電話：0428-83-2777  
FAX：0428-83-2833





# 奧多摩町

